

大治町議会定例会（第2日）

令和7年6月9日

令和 7 年 6 月大治町議会定例会会議録（第 2 号）	
招集年月日	令和 7 年 6 月 9 日
招集の場所	大 治 町 議 事 堂
開 議	6 月 9 日 午前 10 時 00 分 宣告（第 2 日）
応 招 議 員	1 番：池田耕介 2 番：八神太紀 3 番：手嶋いずみ 4 番：後藤田麻美子 5 番：鈴木康友 6 番：鈴木 満 7 番：三輪明広 8 番：若山照洋 9 番：松本英隆 10 番：林 健児 11 番：吉原経夫 12 番：林 哲秀
不応招議員	な し
出 席 議 員	応招議員に同じ
欠 席 議 員	不応招議員に同じ
地方自治法 第 121 条 第 1 項の規定により説明のため出席した者の 職氏名	町長：村上昌生 教育長：平野香代子 総務部長：大西英樹 福祉部長：安井慎一 建設部長：三輪恒裕 教育部長：水野泰博 総務部次長兼税務課長 加藤 謹 福祉部次長兼民生課長：猪飼好昭 建設部雨水対策監兼都市整備課長：済田茂夫 総務課長：佐藤友哉 財政課長：富田伸司 防災危機管理課長：山田繁樹 企画政策課長：吉田美穂 収納課長：加藤真二 長寿支援課長：松木田英作 保険医療課長：水野克哉 保険医療課主幹：鈴木雅之 住民課長：立松 修 子育て支援課長：古布真弓 多世代交流センター所長兼介護・障害認定審査課長：立松 浩 保健センター所長：森本健嗣 下水道課長：後藤丈顕 都市整備課主幹：八神幸夫 産業環境課長：伊藤高雄 学校教育課長：太田悦寛 社会教育課長兼公民館長：加藤裕一 スポーツ課長兼スポーツセンター館長：水野 学 会計管理者兼会計室長：石塚秀樹
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長：横井宗宣 係長：櫛田初代

○議事日程

議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

令和 7 年 6 月大治町議会定例会議事日程

(第 2 日)

令和 7 年 6 月 9 日(月) 午前 1 0 時開議

1 開 議 宣 告

2 議事日程の報告

日程第 1 一 般 質 問

~~~~~ ○ ~~~~~  
午前10時00分 開会

○議長（若山照洋君）

ただいまの出席議員数は12人です。定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は御手元に配付のとおりです。

日程第1、一般質問を行います。

各質問者の発言時間は30分以内とします。

なお、質問形式は一問一答方式となっておりますので、質疑応答は簡潔に行っていただきますようお願いいたします。

質問は、4番後藤田麻美子議員、11番吉原経夫議員、2番八神太紀議員、3番手嶋いずみ議員、1番池田耕介議員、5番鈴木康友議員の順に行っていただきます。

4番後藤田麻美子議員の一般質問を許します。

○4番（後藤田麻美子君）

4番後藤田麻美子です。議長のお許しをいただきましたので、公共施設の授乳室に「授乳・搾乳できますマーク」の表示の考えについて、町長に質問させていただきます。

本町の公共施設の授乳室に、赤ちゃんを連れていなくても「搾乳のみの利用もできます」の表示の設置について伺います。産後のお母さんには、赤ちゃんが入院中や早期に仕事復帰などの事情で外出先で搾乳が必要なお母さんがみえると思います。しかし、赤ちゃんと一緒にいないため、公共施設にある授乳室で赤ちゃんがいないのになぜ授乳室に入るのかとの声を聞き、授乳室の利用をちゅうちょしてしまうとお母さんから声がありました。愛知県内では早産などで2,500グラム未満で小さく生まれたリトルベビーを育ててみえるお母さんたちを支援する一環として、搾乳をして病院へ届けていた状況の中、支援として「搾乳でも利用していただけます」とわかりやすくマークを表示し、公共施設や商業施設などに掲示物が張り出されております。本町でも「搾乳のみの利用もできます」というマークの表示のお考えをお伺いいたします。以上で1回目の質問を終わります。

○総務部長（大西英樹君）

それでは搾乳のみの利用でもというマークの表示の考えはという御質問いただきました。本町の公共施設のうち授乳室を設置している施設につきましては、現在、花常地区にごございます子ども子育て支援拠点施設の「はるっ子ハウス」のみ、この1か所のみでございます。その他の施設では、利用者から授乳の要望があった場合は、あいている部屋やスペースを活用して御利用いただく運用をしております。授乳室のある「はるっ子

ハウス」につきましては、搾乳のみの利用でもできますという旨のマークを掲示してまいりたいと考えております。その他の施設につきましては、利用者から搾乳の希望があった場合は、授乳の希望があった場合と同様の対応をしてまいりたいと考えております。以上です。

○4番（後藤田麻美子君）

御答弁ありがとうございます。先ほど搾乳のみの表示マークを掲示してまいりますとの御答弁をいただきましたが、ラミネート式でやっていただきたいと思いますので、いかがでしょうか。また、役場庁舎で要望があった場合はどのように対応していただけるのか、お伺いをいたします。

○総務課長（佐藤友哉君）

表示物についてのラミネートですが、表示物が水や汚れから防いで長く耐久性もたせるためにはラミネート加工は有効と考えておりますので、表示物についてはラミネート加工して表示していきたいと考えております。

また、役場庁舎についての要望があった場合の対応でございますが、役場庁舎には授乳室がございませんので、2階にございますこども家庭センターの中に相談室がありますので、そちらを活用してまいりたいと考えております。来庁者への案内方法としましては、1階と2階にバリアフリートイレとオムツ交換台がございますので、そういったところを人目につきやすい箇所に職員までお声掛けしていただけるように、わかりやすい案内を掲示していきたいと考えておりますのでよろしくお願いします。以上です。

○4番（後藤田麻美子君）

今後、対外的にどのようにこれを周知していただくお考えなのかをお伺いいたします。

○総務課長（佐藤友哉君）

今後の対外的に周知の方法ですが、現在大治町の公式ホームページには、乳幼児の親子が授乳やおむつがえのために立ち寄ることができる施設の一覧としまして、「赤ちゃんの駅」ということで掲載をしております。今後は、搾乳ができることについても、こちらの赤ちゃんの駅を追加して掲示してまいりたいと考えております。搾乳の必要がある方が気兼ねなく施設を利用できるように、今後周知を図っていききたいと考えておりますのでよろしくお願いします。以上です。

○4番（後藤田麻美子君）

授乳室が搾乳でもできることについての理解が、この自治体や民間、また社会全体にも広がってほしいと思います。そして、出産後での女性の健康管理についても正しく理解し、女性が出産後も安心して社会参加できる、健康に活用できるように、これからも私自身、お母さん方の声を聞きながら尽力してまいりたいとこのように思っております。以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（若山照洋君）

4 番後藤田議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時08分 休憩

午前10時09分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（若山照洋君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

11 番吉原経夫議員の一般質問を許します。

吉原経夫議員、どうぞ。

○11 番（吉原経夫君）

11 番吉原経夫でございます。一般質問をさせていただきます。

1、町長として、利害関係者と疑惑を持たれかねないような行為などは慎むべきではないかと題して質問させていただきます。

町長が町制施行 50 周年記念曲の作詞・作曲をされた女性と何度も飲酒などを伴う飲食をしている写真がインターネット上に公開されていました。また、町制施行 50 周年記念曲作成業務等委託事業と 100 歳大学運営事業の委託先の代表の男性とも飲酒を伴う飲食をしている写真がインターネット上に同様に公開されていました。公開されていた内容は事実なのでしょうか。事実だとしたら利害関係者に便宜を図ったのではないかという疑いを持たれかねないのに、なぜ利害関係者と飲酒などを伴う飲食をしたのでしょうか。

町制施行 50 周年記念曲作成業務等委託事業と 100 歳大学運営補助業務は金額が高いため、地方自治法施行令と大治町契約規則により、通常、競争入札でなければいけないのにどちらも一者見積もりによるいわゆる特命随意契約になっています。100 歳大学の前に行った令和 5 年度と 6 年度のアクティブ音楽回想法を用いたリーダー育成講座も特命随意契約になっています。それらの理由は何なのでしょうか。

また、町制施行 50 周年記念曲作成とアクティブ音楽回想法を用いたリーダー育成講座が始まったのは、町長の提案が発端なのでしょうか。町制施行 50 周年記念曲作成業務等委託事業の中で、作詞・作曲料が税抜で 30 万円になっています。その策定根拠は何でしょうか。

関係部局の担当職員が 100 歳大学運営事業の委託先の代表と食事をとっている写真がインターネット上に公開されています。公開されていた内容は事実なのでしょうか。事実だとしたら利害関係者に便宜を図ったのではないかという疑いを持たれかねないのに、なぜ利害関係者と飲食を行ったのでしょうか。この職員に対して上司は注意したのでしょうか。町長としてどのように考えているのでしょうか。

今、町の財政は財政調整基金が大変少なくなり、いわゆる危機的状況にあると言えます。そのため歳出の削減と自主財源の確保に向け、町と議会が一丸となって取り組んでいます。町民の皆様にも町民サービスの低下や負担増をお願いしなければならない状況といえます。その状況の中で、これらの町長や町の姿勢は到底町民の理解を得られないと思いますが、どうでしょうか。

町長のインスタグラムの中に、町立公民館の雛のつるし飾りの前で、自民党の藤川政人参議院議員からのメッセージを持っている写真がありました。社会教育法第23条公民館の運営方針第1項第2号で公民館は「特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持することを行ってはいけない」とあります。この町長の行為を教育委員会としてどのように考えているのでしょうか。

2、こども基本法において子供の意見の尊重が規定されていますが、町の施策として子供の意見が本当に尊重されているのかと題して質問させていただきます。

こども基本法が令和5年に施行されました。施行に当たってこども家庭庁長官は通知の中で、子供の意見を反映させるために、「こどもから意見を聴くための様々な手法を組み合わせ、脆弱な立場に置かれたこどもをはじめ様々な状況にあるこどもや低年齢のこどもを含めて、多様なこどもの声を聴くように努めることが重要である」と言っております。町は令和7年度から11年度までのこども計画を発表しています。こども計画策定のために令和5年12月に子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査を行い、6年3月に調査結果報告書を発表しています。その中で町民ニーズ調査のアンケートを行っていますが、直接子供から声を聞く項目がありません。子ども・子育て会議も大人だけの会議で子供の委員はいません。6年9月7日土曜日に1時間だけの計24人だけの意見を聞いただけです。こども基本法の考えから程遠いと思いますが、町としてどのように考えているのでしょうか。

また「子供だけでは利用しないように」や「保護者と一緒に利用するように」という規定がある施設があります。こども基本法の本質とはかけ離れていると考えています。こども基本法は直接の関係部署である子育て支援課や学校教育課だけでなく、子供に関わる全ての部署が関係しています。このように全ての部署に関わる法律が施行された場合、町全体としてこの法律に沿って事務を進めるためにどのように情報を共有しているのでしょうか。

3、災害時の避難所が足りないが、民間施設にもっと協力をお願いできないのかと題して質問させていただきます。

災害時の避難所が足りない。民間施設にもっと協力をお願いできないのでしょうか。特に保育所や認定こども園などで町が借地料を補助金の形で負担している施設にはお願いすべきではないのでしょうか。以上、1回目の質問を終わります。

○町長（村上昌生君）



食事を伴ったということで御質問いただきましたが、旧知の仲でありますので利害関係者という立場で食事をしたわけではなく、旧知の仲の友人ということでプライベート、あくまでもプライベートな立場で飲食したということでありますので、便宜を図ったこともなく、便宜を要請されたこともありませんので誤解のないようによりしくお願いしたいと思います。契約については担当職員より答弁させます。

○総務部長（大西英樹君）

続きまして、特命随意契約になっている理由との御質問いただきました。また町制施行記念曲の作成は町長の提案の発端なのかという御質問いただいております。私からは記念曲に関する答弁をさせていただきます。

まず記念曲につきましては町長から記念曲の制作について提案をいただきました。SDGs推進大使であるシンガーソングライターの方につきましては、本町の児童センターや幼稚園・保育園において歌を通してSDGs啓発活動をさまざま行っていました。このような活動実績を踏まえて記念曲の制作について確認をいたしましたところ、無償で作詞・作曲をしていただけるというようなお話をいただきました。そういうこともありまして記念曲制作の話を進めさせていただいたところでございます。また曲を制作するに当たりましては幅広く活用していきたいというふうに考えておりましたので、施設に応じた編曲や中学校吹奏楽のための楽譜の制作、また収録に当たりましては園児のコーラスも参加していただいて収録などを行う、そういったことを考えておりましたので、記念曲の制作、作曲者が業務提携をしている業者と一者による特命契約を随意契約を行ったものでございます。

次に、町制施行50周年記念曲作成業務委託事業の中で作詞・作曲料が30万となっているその根拠はということでございます。委託先から出てきました見積もりでは、1曲当たり作詞7万5000円、作曲7万5000円、合計15万円となっております。今回2曲制作をする予定でございましたので、合計30万円となっております。作詞・作曲にかかる経費は全額値引きという形で最終的には引かれておりますので、実質的には無償で作詞・作曲していただいているということでございます。私からは以上です。

○福祉部次長兼民生課長（猪飼好昭君）

続きまして100歳大学運営補助業務、アクティブ音楽回想法を用いたリーダー育成講座についてお答えさせていただきます。特命随意契約になっている理由は何か。また、アクティブ音楽回想法を用いたリーダー育成講座が始まったのは町長の提案が発端なのかとの御質問でございます。令和5年度・6年度のアクティブ音楽回想法を用いたリーダー育成講座につきましては、令和元年度に発足いたしました「高齢者認知症予防対策プロジェクトチーム」により令和3年度から展開されました「はるちゃんイキイキ大作戦」の中で、認知症予防の推進及び100歳大学の開設に向け、開設準備とその後の大学運営をサポートする人材を育成することが重要と考え提案された講座でございます。一

者による随意契約の理由といたしましては、選定した業者は平成29年度より民生課・老人福祉センターで実施してまいりました「Happy脳づくり教室」の「認知症予防実践プログラム」の中で音楽回想法を用いて認知症予防に取り組んできた実績から、指導内容が適切に行われておりリーダーの育成を行うために必要な知識や技能に精通していたためでございます。

また100歳大学運営補助業務につきましては、アクティブ音楽回想法を用いたリーダー育成講座におきまして多数のリーダーを誕生させ、100歳大学開設の足がかりを築き大学運営に住民が参画する仕組みを構築した実績により、一者による随意契約としたものでございます。

最後になります。インターネット上に公開されていた写真につきましては事実でございます。講座終了後に講師と担当職員がその日の内容や受講生の様子について話し合う場を設けており、時間帯によっては業務の一環といたしまして昼食をとりながら話し合いを行うこともございました。しかしながら、誤解を招く行為と言われかねないため、担当職員には業務遂行に際しましてより注意を払うよう伝えております。以上でございます。

○町長（村上昌生君）

職員が食事をしたというのも事実でありますけれども、これは講座が終わってから打ち合わせをする時間が会場でなかったもので、食事をする場所で打ち合わせしたということではありますが、これ職員とだけじゃなくて運営に関わってくださる方々とも一緒に打ち合わせをしたというふうに聞いておりますので、何か便宜を図ったとか便宜を要請されたという話ではございませんので、御理解のほどよろしくお願いしたいと思います。

○教育部長（水野泰博君）

続きまして、町長のInstagramの中に公民館の雛のつるし飾りの前で自民党の参議院議員からのメッセージを持っている写真があり、教育委員会としてこの行為についてどのように考えているかとの御質問でございますが、この行為をもって直ちに社会教育法第23条第1項第2号に抵触するとは考えてございません。以上です。

○福祉部長（安井慎一君）

続きまして2問目の御質問でございます。「町の施策にこども基本法で定める子供の意見が尊重されているのか」との御質問でございます。こども基本法が令和5年4月に施行され、子供施策の策定等に当たっては子供の意見の反映に係る措置を講ずることを国や地方公共団体に対し義務づける規定が設けられました。本町では令和7年度を初年度とする「町こども計画」を策定することを計画しまして、令和5年度に保護者を対象としたアンケート調査、令和6年度には子供を対象とした意見聴取を行いました。その際子供の施策につきましては対象事業が幅広いため個々の施策の目的に応じた子供たちの声を聞き取ることとし、国の事業を活用して本町が抱える課題の一つである公園につ

きまして着目して意見を聴取したものでございます。全ての子供施策について子供の意見を聴取することはなかなか難しいというふうに考えておりますが、今後は意見聴取のテーマや意見の聴取方法を検討して、少しでも多くの意見を聞くことができるよう努めてまいりたいと考えております。

次に子供だけでの利用を規制している施設があるとのことですが、各施設の利用形態や子供の安全面などを考慮した上で判断しているものであり、子供だけで利用できないことがこども基本法の方針とかけ離れているとは考えておりません。

最後に、こども基本法など関係各課での対応が必要な場合の情報共有につきましては、毎月開催されます部課長会や庁内LANの掲示板に掲載することで全ての職員が情報共有できる体制を整えています。以上でございます。

○総務部長（大西英樹君）

続きまして三つ目でございます。災害時の避難所で民間施設の、特に保育園や幼稚園というお話をいただきました。町で指定している12カ所の指定避難所以外につきましては民間事業所でいろいろと登録をさせていただいております。ただ、御指摘の保育園・幼稚園につきましては、子供を預かる施設としてそういった特性を生かして避難所ということで関係機関と協議して検討してまいりたいとは考えております。以上です。

○11番（吉原経夫君）

まず1番目を再質問させていただきますが、町のSDGs大使であるまほろば遊さん。「まほろば遊ブログ」というところで、私は町長が飲酒を伴う飲食をしている写真を見つけて、それを町側、総務部長にもお伝えして総務部長から町長にお伝えをお願いしたという経緯があるんですが、それでちゃんと町長にお伝えしたということで間違いないでしょうか。

○総務部長（大西英樹君）

間違いございません。

○11番（吉原経夫君）

ならば町長、総務部長からそういう御報告を受けたということで間違いないでしょうか。

○町長（村上昌生君）

聞きました。

○11番（吉原経夫君）

まほろば遊さんのブログの写真ですが、私が見つけたときあったんですが、私が総務部長にお伝えした次の日に非公開になっておりました。町長、まほろば遊さんもしくはその運営会社さんにちょっと連絡を、総務部長から話を聞いた日かその次の日ぐらいに話をされたんでしょうか。

○町長（村上昌生君）

まほろば遊さんとは話しておりません。

○11 番（吉原経夫君）

まほろば遊さんのマネジメントをやっている会社というのはお伝えしたんでしょうか。

○町長（村上昌生君）

話しておりません。

○11 番（吉原経夫君）

なぜか私が総務部長にお伝えして、総務部長が町長にお伝えした次の日には、その部分が非公開になっています。まほろば遊さんなりそのマネジメントの会社に伝わらなければ、普通はブログは公開が原則で非公開になることないんですよ。だから、どなたかがお伝えしないとならないんですよ。町長がお伝えしてないとしたら、総務部長か企画課長か、そこら辺がまほろば遊さんもしくはまほろば遊さんのマネジメント会社にお伝えをしたんでしょうか。

○総務部長（大西英樹君）

確かに議員から私はお話を聞きました。内容までは確認はしておりませんが、町行政側が一個人のSNSの掲載の事業、内容、それから写真等ですね、消してくれとか削除してくれ非公開にしてくれとか、そんなようなことは町長も含めてお願いするような立場にはございませんし、一切そういうことはしておりません。以上です。

○11 番（吉原経夫君）

当然、人のブログに対して消してくれとか、非公開にしてくれと言えないけれども、こういうことがブログに載ってるんですけど事実かどうかとかね、そういうような話はしないと相手側には何も伝わらないから相手側が突然非公開にすることはない。ですから、何かそこら辺、町長か総務部長か企画政策課長か誰かが私がお伝えしたその日かその次の日に、まほろば遊さんもしくはその運営会社さんに、内容は聞いてません、連絡はとったんでしょうか。お答えください。連絡をとったかかってないか。内容は聞いてません。

○議長（若山照洋君）

暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時30分 休憩

午前10時30分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（若山照洋君）

休憩前に引き続き会議を行います。

総務部長どうぞ。

○総務部長（大西英樹君）

連絡は一切とっておりません。

○11 番（吉原経夫君）

それは総務部長がですか。

○総務部長（大西英樹君）

企画政策課長もとっておりません。

○11 番（吉原経夫君）

総務部長と企画政策課長は取ってない。あとは町長だけですが、町長はとっていないんですか。とったんですか。内容は聞いていません。連絡をとったかだけ聞いております。どちらですか。

○議長（若山照洋君）

繰り返しの答弁になりますけどよろしいですか。

○11 番（吉原経夫君）

はい。

○町長（村上昌生君）

取っておりませんが、写真が、私見ておりませんけれども、出ておったのは事実のようです。私は見てませんけど。だけれども、出ておったのは事実ですから、そのことを私はしておりませんので、写真が公開されとったことに、じゃないですか。それを否定してませんから何も。何も載っておったことに関しては連絡取ってませんけれども、写真が公開されておったことに関して、私否定したことありませんのでよろしくお願いいたします。

○11 番（吉原経夫君）

まほろば遊さんのブログが今非公開になっております。しかしながら、まほろば遊さんのマネジメントをやっておられると、\_\_\_\_の公式サイトにはまだ載っております。ですから、\_\_\_\_  
\_\_\_\_そこに2025年5月22日\_\_\_\_とありまして、その中を見ていくと「大治町町制施行50周年記念曲制作完成打ち上げ まほろば遊・村上町長&スタッフとBeHappyで笑ってる絵文字」というので載っております。本来、著作権さえクリアできたら皆さんにお示ししたいんですがちょっと著作権の関係でできないんで、皆さんお時間があれば公式サイトを見ていただいて、実際町長が映っておる。どういうふうに皆さんも思われるか。ぜひ議場の皆さん、またユーチューブで御覧の皆さん、\_\_\_\_  
\_\_\_\_よろしくお願いします。

○議長（若山照洋君）

吉原議員、\_\_\_\_必要は何かあるんですか。

○11 番（吉原経夫君）

いやそれは僕としては議員活動でどうですかって言っているだけで、するしないは皆さん自由で強制しているわけではございません。

○議長（若山照洋君）

それを今言う必要はないと思うんですね。

○11 番（吉原経夫君）

いや、言うのは自分の時間だから自由なんで。

○議長（若山照洋君）

いやいや、ちょっと違うと思います。

○11 番（吉原経夫君）

誹謗中傷したわけじゃない。事実に基づいてやっています。だから、事実に基づいて町長も写真をついてとやかく言うことじゃないと言っているんだから皆さん見ていただいて……

○議長（若山照洋君）

わかりました、質問してください。

○11 番（吉原経夫君）

判断してもらえばいいと思います。

次、作詞・作曲料無償ということですがその前に30万という根拠が示されてましたけれども、私、情報公開請求してメール、業者さんのメールのやりとりをとらせていただきました。そしたらその中で行政側が30万円の算出方法を御教示いただけますでしょうかと、作詞・作曲料30万。そしたら、業者側さんのほうから提出した見積書にミスがありました。一式としましたが、1曲での誤りです。1曲に対して15万円。したがって2曲分ですので2掛ける15万イコール30万、30万円となりますとあります。本来、見積もり出しちゃって、入札なんかかければ一般に見積もり出したら変えることはできない。今回のように随意契約、特命随契なんかだと、業者が見積もりに間違いがあっても、それを受け入れて直していくということなんでしょうか。

○総務部長（大西英樹君）

議員が情報公開請求されて今御手元に説明していただいた資料につきましては、これは契約に基づく事前の見積もり徴収によって得たものではございません。これは予算、令和6年度に予算を確保するための事前の見積書なんでございます。その見積書をいただいて契約までに、これ予算200万という予算をいただきましたけれども、この200万の範囲の中で精査をしていって、最終的には新年度6年の4月以降に契約をしております。その契約は4月以降に事務作業を行っておりますけど、その際には改めて正式に契約に係る一者随契に係る見積もりを正式にとっておるものでございます。その見積もりの中は一切変更はしてございませんので、今議員がおっしゃるようなものは予算確保のための参考見積もり、これをいろいろ打ち合わせの中で変えていったのは事実ではご

ございますけれども、繰り返しになりますが、契約を前提とした見積書の差し替えは一切してございません。以上です。

○11 番（吉原経夫君）

予算としては2024年3月で予算、3月議会で議会としては認めたと。情報公開請求したメールの宛名、送信日時見ますと2024年4月26日、予算が決まってからです。予算立てのために必要なものではありません。そのときに2024年4月26日に相手側業者が提出した見積書にミスがありましたと。予算を立てるための予算立ての間違いじゃなくてもう予算決まっちゃってて200万と。そこから以降の間違いを認めているんだから、それはおかしい。普通だったらもう予算立ててすぐこれ入札とかかけてそのとき見積もりして見積もりがあっても直せない、普通は。今回は特命随契でここでしかやってもらえんもんで「間違えてもいいですか」「いいですよ」と言ってるかのような。もう契約の仕方としてね。だって2024年4月26日のメールになっているんでね。

それともう一つは大治中学校の管弦楽の編曲について最終的に契約書を交わしたのが令和6年12月27日なんです。令和6年3月の予算で契約変更で6年12月27日、もうほとんど年度末に近いようなときに変更していると。本来だったら予算を立てたときに何をやるのか決めておかないと、業者に。普通は入札なんで。だから最初からきちっと決まってないのを予算立てして、特命随契で一者でやれるからいいと。ここでやれるからと。どんどんどんどん年度で内容を変えていくと。そんなことが許されるのかと。普通はあり得ない。年度途中でどんどん変わるなんて、もう予算を立てておいて。これはやっぱり町長の考え方、町長の姿勢ありきで、町長が「あれやれ、これやれ」と言って変わってきたんですか。そこはちょっと町長お聞きしたいと思います。

○総務部長（大西英樹君）

議員いろいろと御指摘いただきましたけれども、まず今メールでの予算見積もりの修正の4月に入ってからっておっしゃいましたけど、私は先ほど答弁の中で予算確保のための見積書、それから契約に至るまでにはやっぱり変更はございます。その中の変更と申し上げました。私どもが正式に見積もり徴収をいたしましたのは5月22日でございます。その後、契約は6月に入ってから。今議員がおっしゃられた変更は、正式に私どもが見積もり徴収する前の段階ですので、今、議員のお話を聞かれた人は誤解を招くと思いますので、そこはそうように訂正をさせていただきたいと思います。間違いなく、契約してから修正はしておりません。

それから、今12月27日に変更契約ということでこれは当初予定になかったものをやったというお話をされていますけれども、これはそもそも中学校の吹奏楽に記念曲の演奏を機会ごとにさせていただきたいというところで、これは当初から決まっておりました。ただ、その話を進めていく中で吹奏楽にもいろんな楽器のパートがあるそうで、その楽譜がパートごとにも欲しいというような中学校の先生からのお話もありました。これに

伴いまして実は200万予算をいただいておりますけれども、いろいろな検討の中で予算の削減された部分がありましたので、削減した部分の予算を使いながら協議をして楽譜の追加をしたものでございますので、なかった事業を新たに追加したというものではございません。ただ議員がおっしゃるように、予算確保の段階から中学校とよく話を詰めてどれぐらいの楽譜がいるのかとかそういったところが不十分だったところは私どもは反省する点かなというふうに思っておりますが、事情についてはそういうことでございます。よろしくお願いします。

○議長（若山照洋君）

暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時41分 休憩

午前10時41分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（若山照洋君）

休憩前に引き続き会議を行います。

吉原議員どうぞ。

○11番（吉原経夫君）

見積もりですが、メールによると業者のほうが明らかに提出した見積書にミスがありましたと言っている。ミスがあったんです。だから、最終的に契約までにそれを正されたんですが、普通は見積もり出してミスはないんです。出したらそのまま入札かけるんです。ですから、たまたま特命随契で一者でやってそこしかないから変えられるだけで、また中学校に関しても事前に計画していたら事前に予算化して入れてなきゃいけないのを、年度に入ってから入れる。町長が僕は途中から入れたんじゃないかなと思いますが、じゃないと最初から決まってというのならなぜ予算化せずに後で入れるんですか。だから、本来入札やらのあかんのがこんな入札できっこないじゃないですか。はっきり決まってない。どんどん変わっちゃう。随契でやるしかないじゃないですか。そんな契約の仕方が正しいんですか。もうそこしかないというのはわかります。ただ契約の仕方として、予算立てた当初に決まっていなくてどんどん変わってくる。そんな契約、今まで大治町、私も予算見てきました、決算見てきました、あんまりない。本当に。僕、契約の仕方としておかしいと思うんですよ。当然、当初予算決めたときに議会の議決もらってるんだからそれで変えちゃいけない、そんな。どうしても災害時とか何か、工事したら変なものが出てきたとかいろんな事情わかりますから今回そうじゃないじゃないですか。最初から中学校はやるって決まっていたら入れてなきゃいけないし、業者が見積もり間違えるなんてあり得ないことだし、こんないいかげんな契約いいんですか。答弁を求めます。



○総務部長（大西英樹君）

繰り返しになりますが、予算確保のための見積もりと契約のための見積もりは変わってくる場合があります。これはこの件につきましては年末、年明けから話があつてということで、通常予算というのは10月ぐらいから編成して各課が予算見積もりのために参考に見積書とります。ただ、予算執行するまでは半年以上ありますので、当然内容は変わってきます。なので、概略の説明、予算説明はさせていただいておりますけれども、当然大きな変更についてはこれは議会軽視となってしまうので、これは僕はいけないことだとは思いますが、数量の変更とかそういったことは一定程度あるというふうに思っております。特に年度をまたぎますので、いろんなものの単価の見直しとかそういったものがありますので、それをこんな契約はあり得ないとかおっしゃるのは私どもの契約担当からしてみると致し方ない変更もあるということでございます。ただ、今私がこの記念曲の変更については御説明申し上げました。これが議会の皆様、これはあんまりよろしくないというような見解であれば、これはまた私どもとしてはきちっと反省をして善処する必要があるかと思えます。そういう内容でございますので、何も全てを報告させていただいておるということでございますので、御理解いただきたいと思います。

○11 番（吉原経夫君）

いろいろ述べておられますが、まず中学校の編曲について管弦楽のための、当初で考えているんだったら何で最初から予算化しなかったんですか。後から入れた。また、この記念曲について議会に報告をしていると言いますが、私4月、記念曲の発表の前日に初めてまほろば遊さんの作詞・作曲であると初めて聞いて、当然予算のときも公式にはそういう話は聞いてない。もう公募するもんだと思っていたらまほろば遊さんのとこだと。議員の中にはいろんなルートで聞いている方がいたかもしれませんが、議会本会議とか委員会では一言も触れられてない。それが突然まほろば遊さんになっていて、それも本来入札だと思ったら特命随契だとかいろいろ疑問の点が多いんですよ。でも、最初からまほろば遊さんでいくと、というか時系列で追っていくと契約の前にまほろば遊さんはもう作詞・作曲しているんです。ブログとかあと見ていくと、鼻歌でつくって歌詞、譜面に落とすことができなくてもつくっているんです。そんなんだたらもうわかっているから昨年3月の予算のとき、議会のときにしっかりとってくれればいい。もう決まっているのに。もう作詞・作曲もできているんだから。そこら辺、何も説明がなかったというのは明らかに議会軽視だと思うんですよ。町長その点でどうお考えですか。

○総務部長（大西英樹君）

記念曲につきまして、議案説明の中でさせていただいている内容だと思っております。あとは当初予算概要書に書いてある内容の説明をさせていただいたと思います。ちょっと今、どのように当時説明したかの資料はございませんので、今詳細申し上げられませんが、あと1点今の楽譜の件でございますが、当初の契約の中では楽譜をつくっていた

だきたいというような内容の仕様書にはしております。その中に金額も入っているという認識をしておったんですが、詳しく聞きますと吹奏楽の楽譜を楽器、例えばですけど、フルートだ、クラリネットだ、トロンボーンだ、ホルンだ、いろんな種類がございまして、それごとにやっぱりパートごとに楽譜をいただきたいというようなお話があったので、繰り返しになりますが、これ楽譜をつくってこうということはもともと計画しておったんですが、その楽譜を何種類かつくってから、実際には15種類ちょっとやったんですが、こちら辺の話が学校と詰めずに詳細を詰めずに契約を当初してしまったことは私どもは反省しておりますが、実情としてはそういった内容でございます。

○町長（村上昌生君）

さも何か、我々が随意契約でよきに計らえというなことをやったような言い方されますけど、何かやったんか。やっとならう。楽譜でも中学校の吹奏楽に演奏してもらおうとせ니까だからということで始めたんですけれども、我々音楽の知識がなかったということで、楽譜を起こしてもらうのには楽器ごとに楽譜がいるなんてことは我々知らなかったんで、ただ楽譜を起こしてほしいという依頼をしたら、細かく詰めていったら今、総務部長が言った話になっただけの話なんです。そんな我々、音楽の知識がなかったんで、それだけ楽器ごとに楽譜起こすってことは知識がなかったというのは反省することかもしれませんが、知識がなかったんです。それでころころ変えて何か私が便宜を図って金額を上げたようなそんな言い方をされますけども、どういう根拠でそういうことを言われるんですか。事務的な流れは総務部長が説明したとおりで、確かにまほろば遊さんとは私、旧知の仲で前からの知人であります。宝塚におられたこともわかっておったんで、それで幼稚園・保育園で読み聞かせをしてくれということでお願いしたのが事の始まりです。SDGs大使をお願いしたということが事の始まりですけども、それからそれその以前のお知り合いだったので、まほろば遊さん宝塚で活動してみえたんで、作詞・作曲ぐらいはできるんだろうなと思って聞いたことがありますよ、聞いたことがあります。ですけども、これは何かつくれるようなことを返事をされたんで、そのときをお願いすると言ったかもしれませんが、そのときには契約をしたわけでも何でもありませんそれは。だから契約行為は総務部長が話したとおりで、そのときから私は契約に関しては一切口挟んでませんですから。まほろば遊さんと担当の職員と契約については話をさせました。それが契約の始まりですから、それ以前に一切、曲をつくってくれだとか作詞してくれだとかそんなこと頼んだ覚えもありません。

○議長（若山照洋君）

わかりました。町長ありがとうございます。

○11番（吉原経夫君）

まほろば遊さんのブログなどを見て時系列に考えますと、もう昨年3月の予算議会の前にもうまほろば遊さんは作詞・作曲している。ただ譜面には起こしてない。鼻歌程度

とかされてるということでもう、まほろば遊さんありきで3月の予算、記念曲の。それは進んでいったんですよ。ただ、それについて一言も議会には報告がなかった。公式には。議会にはそれはなかった。いろいろ聞いて、どうするんですか子供の声も子供からの作詞も受けるんですか何とかといろんな話をしたら、子供からの作詞を受けない、それもう歌できてるからできない。ただ、一緒になって歌うとかはやはりやってくという話で、そういう話をしたのは覚えています。ただ、まほろば遊さんにもう決まっていきますと、SDGs大使だから僕もおかしくないと思う。最初からそう言って予算議会の中で言えばいいんです。

○議長（若山照洋君）

吉原さん、その件に関しては、自分たち議会、議員のほうも聞いてないですからね。そこはちょっとわかってもらわないと、行政側はあえて言わなかったんだと思いますよ、聞かれてないので。

○11番（吉原経夫君）

もう決まっている話だったら……

○町長（村上昌生君）

契約の前から何か作詞・作曲を既にしていたというようなことを言っていますけど、我々は契約をしてません。ただ後から後から聞きましたら、やっぱり歌手・シンガーソングライターですからつくれるかなと。そういうときにはつくりたいなという意向はお示ししました事前に。だから契約行為はしてないんです。だから、そういう方は事前に詞を起こしたりメロディー考えたりしとったんじゃないですか。そこは我々わかりませんよ、私に聞かれてもそんなことは。契約してないんですから。だからそういう準備はされとったかもしれませんよ。突然、言われるとできないんでというようなことは後から聞きました。まほろば遊さんじゃなくて音楽関係者にそういうことはやるんだと事前にちょっとメロディー考えたり、詞を考えたりすることは音楽家はやるんだということは後から聞きました。契約行為をしてないのに遊さんがどういうふうで活動してみえたとしてもそれは我々の知るところじゃありませんので。

○総務部長（大西英樹君）

契約につきましては随意契約等々ございます。これは予算をいただくときに新規の事業それから継続事業いろいろ一者随契ありますが、これ他の部署もそうですけれども業者に予算確保していく上では、一者あなたのところだけをお願いするという前提を持って予算見積もりをとることはありませんので、これは議会の中でもあれは一者随契という話はしないと思いますが、予算をいただいてから決裁をとるときに契約手法を考えるんです。そのときに見積書を徴収するまでは、あなたのところに一者でお願いするなんて話は私どもは一切しません。ただ、今町長おっしゃるように、そういう話を打診をしたので自分なりに準備をされたかどうか私はわかりませんけれども、契約全般にわたって

あなたのところに予算、議会も通ってないのにあなたのと一者に任せるとそんなお話は一切しません。以上です。

○11 番（吉原経夫君）

総務部長、ちょっと言い方がおかしいと思うんですが、随意契約において何者から見積もりを取ります。ただ、特命随契とか特定随契、特命随契もここしかできないんだよといった場合はそこしか取りません。特定随契、高齢者とか障害者とかそういう関係でやる場合もそこしか取らない。それは法律で認められている。今の言い方だと今回、特命随契だけど何者かが取っているような言い方ですが、そんなのないんです。だから一者で、今回一者しか取ってないし取る必要もないんです。ここで決めちゃったら特命随契でここしかできない。ただここしかできない理由が、まほろば遊さんにつくってもらうと。そのマネジメントしている会社だから。だから契約したと。特命随契にしたと。メールのやりとりの中でも企画政策課から\_\_\_\_\_に、まほろば遊さんのマネジメントやっている会社ですかと確認して、だから特命随契この一者だけだと。\_\_\_\_\_事実関係は総務部長しっかりと説明してください。そういう少しはぐらかすような言い方はやめて、契約としては特命随契だから一者しかとってないんですよ。あと作詞・作曲料無料ということですが、著作権譲渡契約において著作権譲渡税別で30万になったんですけど、この根拠は何でしょう。

○議長（若山照洋君）

暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時56分 休憩

午前10時56分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（若山照洋君）

休憩前に引き続き会議を行います。

総務部長どうぞ。

○総務部長（大西英樹君）

私が先ほど、前段の御質問ですけれども、随意契約一者これは私どもはそういう可能性はあるなと思っています。だけど、予算を確保するために見積もりをいただく段階で相手に一者だというようなお話はしませんし、これが複数見積もりを取ったとしても、相手にはどこの業者から何者見積もりとったなんてことは一切言いません。これ談合につながります。こんなことはやっている職員一切いけませんので、これは事実なので、私の説明がちょっと悪いかなのようなお話であればそこは訂正させていただきますが、そのようなふうに対応しております。あと無料でという著作権の話は、私どもはこの曲を活

用すると、著作権をこっちに持ってこないといけないんですね。費用についてはいろいろあるようです。ただ、私も担当の職員が調べましたところ、その費用については作詞・作曲に係る相当分が社会一般的な通念上の金額だろうという話ですので、作詞・作曲料は無償ではございましたけどもそれに相当する金額 30 万、これについては譲渡契約を結んで、大治町がこれを自由に使えるようにするための契約費用だという認識をしております。以上です。

○町長（村上昌生君）

総務部長、何度も答弁しておりますけれども、事務的な作業において見積もりをとる段階から契約をする段階において、きちんとした手はずを踏んで事務作業を進めておるはずですよ。そこについて私が口を挟んだことございませんし、お金について幾らにせよとか、幾ら上げろとかそんなことは一切言ったことありませんけれども、どうも先ほどの質問を聞いてみると、30 万にしたのに町長の意向があるのか、何かそういう言い方をされてませんか。いつもそうですけれども。ここずっとそうです、吉原議員の言い方は。自分でストーリーを描いて自分の物語を描いて、その物語に沿うような答えを引き出そう引き出そうとするそういうやり方をずっとされてきています。今までも今回もまた同じこと言うんですか。だからその何か便宜を図ったとか、そういうことがあれば我々は反省しますが、便宜を図ったあるいは業者から便宜を図ってくれるようなことを言われたかということは一切ありませんけども、何かそういうことをしているかのような質問の仕方じゃないですかこれは。だから、聞いている人から聞くとそういうような質問の仕方と違いますかこれは。こういうのを名誉感情侵害というんですね、民法で言うと。違いますか。

○議長（若山照洋君）

町長、やめてください。

○町長（村上昌生君）

そういうことであるならば、議場でやるという話ではありませんので、民法に沿ってそれなりの手はずを踏まさせていただきますので、これ以上議論することはありません。

○11 番（吉原経夫君）

作詞・作曲料無料については、私が言いたいのは著作権譲渡料に作詞・作曲が関係しているから作詞・作曲料無料だけど、無料でやってるわけじゃないよと。著作権の譲渡についていろんな考え方があるんですが、著作者人格権というのがあってそれを行行使しない場合は作詞・作曲料の 100%、行使する場合は 50%というのが一つの基準であるようです。ですから、作詞・作曲料の 30 万が基準にあって著作権譲渡料ができてるんです。ですから、もう作詞・作曲料、無料だから、値引いてもらって無料だから無料だからと、無料じゃないんです。著作権譲渡料でね。ただ、やり方によっては作詞・作曲料として著作権譲渡料と一緒に払う場合もあります。だから結局どっちにしても税別で 30

万、33万払ったのは事実です。それをさも「ただだ、ただだ」と言ってその一文だけ切り離してそれこそ誘導的な答えだと僕は思うんで。

○町長（村上昌生君）

そういう言い方やめてもらえませんか。作詞・作曲は最初からいただきませんというようなお話で進んでいますので、ただ著作権が発生するので著作権料はどうも払わないといけないという話が上がってきました。ここは僕は細かい契約については口挟んでませんけれども、どうもそういうことで話があったので著作権料は幾ら、譲渡するのは幾らだという打ち合わせはしておったようですけれども、作詞・作曲については最初から払いませんというようなことを言われてたみたいですけど、私はそこ言ってません話はしませんけども、まほろば遊さんと。ただでやってくれなんてことは。でもそういうことであります。ただ今回もそうですけれども吉原議員5月7日付の議長宛ての一般質問通告書にいろいろと言われて……

○議長（若山照洋君）

暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時02分 休憩

午前11時02分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（若山照洋君）

休憩前に引き続き会議を行います。

吉原議員どうぞ。

○11番（吉原経夫君）

ですから、作詞・作曲料が無料だけどそれが金額が著作権譲渡料に反映するから、作詞・作曲料は無料でも無料じゃないよと。本当に全部無料にするなら作詞・作曲料30万じゃなくゼロにしておけば著作権譲渡料もゼロになりますからね。でもそうしてないから、やはりちゃんと対価を払ってるんです。それを、さも作詞・作曲料無料で全部無料だというようなニュアンスで答弁されるからおかしいよと言ってるだけです。

次に、関係部署、長寿支援課の職員が利害関係者と職務ですか、それで話をされたと。ただ誤解を招かれかねないんで、やっぱり上司ですね、注意したということです。当然だと思いますそれは。ただ、町長はそこをお聞きしてちゃんと注意したんでしょうか。職務としても職員、誤解を招きかねない行為に関しては上司がやっぱり誤解を招きかねないから注意しているんです。ですから町長もそういう関係職員または関係職員の上司にこの件に対して注意したんでしょうか。

○町長（村上昌生君）

注意はさせていただきました。

○11 番（吉原経夫君）

どのような形で注意をしたんでしょうか。

○福祉部長（安井慎一君）

町長からお話をいただきまして、私と長寿支援課長が担当職員と面談をして注意を促しました。以上です。

○11 番（吉原経夫君）

僕は職務としてもやっぱり誤解を招かないということで、やっぱり注意されたと町長も御理解の上で。だったら町長、旧知の仲と言いながら利害関係者と飲酒を伴う飲食して、やっぱり町民の誤解を招きかねないと思うんですが、その部分に関して町長は一言も謝罪がないじゃないですか。職員に対しては職務だ、けども誤解を招きかねないから、やっぱり注意したと。町長が指示して上司が注意したと。なのに町長、自分がやっ  
とることに関しては旧知の仲だからいいんだと。旧知の仲にしても利害関係者なんです。それによって便宜を図ったと僕は言っていない。ただ、誤解を生みかねないんだから、町長、その分に関しては謝罪があるべきじゃないですか。

○町長（村上昌生君）

吉原議員に謝罪をすればよろしいんですか、これ。

○11 番（吉原経夫君）

町民です。

○町長（村上昌生君）

だから吉原議員に対してこれ謝罪する問題ですか。吉原議員が理解ができんのじゃないかっていうのは、吉原さんの考えじゃないですかこれは。吉原議員に対して謝罪をする、弁明をするわけですか、これは。

○議長（若山照洋君）

暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時05分 休憩

午前11時05分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（若山照洋君）

休憩前に引き続き会議を行います。

吉原議員どうぞ。

○11 番（吉原経夫君）

町長に関しては、私は謝罪した方がいいんじゃないかと言いましたが、町長は町長たるものやっぱり町民から選ばれて自分で考えてやることですから、それは町長がこれからの態度で示していただければいいと思います。もう1点藤川参議院議員からのメッセ

ージに関してですが、教育部長は社会教育法上抵触しないと言っておりました。ただ私その後、藤川参議院議員のメッセージがつるし雛のコーナーに展示されてました。さすがにそれはどうなのかということで公民館の職員にお伝えしたら、すぐに撤去されておりました。ここら辺の経緯、これを教育部長か社会教育課長か、そこら辺の御説明をお願いいたします。

○社会教育課長兼公民館長（加藤裕一君）

経緯ということでございます。メッセージにつきましては雅の会に藤川さんから直接届いたものでございます。雅の会さんがよかれということで掲示されたので、とっていただくということで、とっていただいたということでございます。以上です。

○11 番（吉原経夫君）

ということは、社会教育法上、法律に抵触しないかもしれないけどやっぱり誤解を呼ぶもので、社会教育課として公民館の管理者として雅の会さんをお願いして撤去していただいたということでいいんでしょうか。

○教育部長（水野泰博君）

今、課長から御説明差し上げましたが、我々がちょっと知り得ないところで掲示されておったので、長期間不特定多数の方が出入りする施設ですので、どちらがいかってというようにところで迷いましたけども、一応疑わしきはということで外させていただいてということでございます。以上です。

○議長（若山照洋君）

吉原議員、あと残り3分であと2問あるけど大丈夫ですか。

○11 番（吉原経夫君）

ということはやっぱり問題があるかないかは別として、誤解を呼ぶということで撤去をお願いしたと思うんですよ。ということは、町長は同じようなことやっている。町長に來た手紙じゃない、それも。今の話だと雅の会に來た手紙をもう預かってそれでああいうアピールをするようなことは社会教育法上抵触しないかもしれないけれども、やはり誤解を呼ぶ可能性がある。だからそう思うんですよ。町長どうですか。その行為に対してやはり誤解を呼ぶということは考えておられますか。町長に聞いています。

○議長（若山照洋君）

ちょっと。町長どうですか。答えられますか。

○教育部長（水野泰博君）

吉原議員が言われる社会教育法第23条第1項第2号ですが、そもそも実施するのが公民館が実施することを禁止しているというような規定でございます。また今回、インスタグラムにつきましても町長個人のインスタグラムにアップしております。これが町の公式ホームページとかにアップされていればちょっと問題かなというふうには思います



が、町長がどう判断されてアップされたかまではちょっとわかりかねますが、基本的には議員が指摘される社会教育法には抵触しないという考えでございます。以上です。

○11 番（吉原経夫君）

社会教育法に抵触するかしらないかは大事なことです、それよりもそういう疑いを持たれるんだったらやめたほうがいいということで、雅の会さんのも外してもらったと。疑いを持たれること自体やるべきじゃないです。町長たるもの公民館の中で7月すぐの選挙の候補を応援する応援しないは自由ですが、公的な場であいう公民館、社会教育の施設の中で見せてるのをアップする。たまたま写真撮るぐらいならだけでも、アップするってことはインターネットにこれを公開している、みんなに広めているってことになりますから、これは不適切な行為じゃないかなと思うんですよ町長。社会教育法には抵触しないかもしれないけど不適切なんです。町長として。そこをちょっと町長、どうお思いですか。

○町長（村上昌生君）

雅の会が一生懸命活動しています。それに対してお祝いのメッセージをいただいたということでその敬意を表してちょっとアップをしたということではありますが、これが不適切だというならば大変これは問題で申し訳ないと思いますけれども、そんなに悪意を持ってやったわけではないので、せっかくいただいたメッセージをちょっと公開してみようかなということでアップさせていただきました。

○11 番（吉原経夫君）

まさか町長が悪意を持ってやるなんて思っていないから。ただ、町長として少し考えが及ばなかったのかなと思って、やはり町長たるものしっかりと考えていただいて、余り誤解を生むような不適切な行為はこの間いろいろ指摘させていただきましたがやめていただきたいと思います。

最後にこども基本法の関係でこども家庭庁、いろいろな手段で子供の意見を聞くように言っているんですよ。例えば「こども基本法とは？」というのを出してあります。こういうのを行政側は読んでいただいて、ちゃんとやっているんでしょうか。だって今回、こども計画なんか1回しか、1日しか聞いてないんですよ。そこら辺どうでしょうか。

○子育て支援課長（古布真弓君）

昨年行った子供の意見聴取は、こども計画を策定する第一歩として始めたものでございます。今後は学校で配布されているパソコンやインターネットを活用したアンケート調査、企画政策課が行っているタウンミーティングの中での意見聴取を行っていくなどの方法を検討しているところでございます。

○11 番（吉原経夫君）

小学校で子供だけで学区外に出てはいけないという校則があることを聞いております。当然、こども基本法ができた段階で見直しなどの話し合いをしたんでしょうか、学校ごと。やはり……

○議長（若山照洋君）

終わりました。

○教育長（平野香代子君）

こども基本法の中に、全ての子供が年齢や成長の程度に合わせて自分に直接関係することに意見を言えたり、さまざまな活動に参加できることっていうことがございます。今学校では自分の思いを伝える、あるいは人の思いを聞くってことをとても大事にしている、実は教科の中でもそういった学習はしているところでもあります。したがって、生活の基盤につきましては特に中学校ではずっと見直しているところですが、確かに議員おっしゃるように小学生に決まりについて話し合うという場面は余りなかったかもしれません。ただ、今学校では児童会などでそういったことについてもやり始めようとしているところでもありますのでよろしくお願いします。

○議長（若山照洋君）

11 番吉原経夫議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時14分 休憩

午前11時20分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（若山照洋君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

2 番八神太紀議員の一般質問を許します。

○2 番（八神太紀君）

2 番八神太紀です。議長のお許しを得ましたので、一般通告書に基づき人材確保と人事管理の課題についてと題しまして質問させていただきます。

日本は少子高齢化の進行により労働力不足が深刻な課題となっています。このような社会環境の中で、公務員の人材確保は年々厳しさを増しており、極めて重要な行政課題となっています。ここでディスプレイのほうをちょっとお願いいたします。

○議長（若山照洋君）

議員の皆さんタブレットのほうに入っていますので、確認をお願いします。

○2 番（八神太紀君）

ありがとうございます。総務省の出しているデータになります。こちら新たな方針として令和5年12月から新しく基本方針が変更となっております。その中で下のほう、1.人材育成、2.人材確保、3.職場環境の整備、そして4.デジタル人材の育成・確保。このように国のほうでも策定をして指針を示していただいております。国家公務員の人材確保についても人事院の有識者会議が「危機的状況である」と指摘し、人材確保や人事管理の見直しを求めたとの報道がありました。

大治町においても近年多くの職員が離職しており、新たな職員の採用を進めているものの新規採用職員が即戦力となるまでには時間がかかるのが実情です。ちょっと人事院ということで済みません、余り聞きなれない言葉かと思いましたので資料を出させていただきました。国の公務員に関する人事制度を管理している機関になります。このように、また内閣の中でも別機関とされてしっかりと人事に関して目を通していただいている機関になります。こういった機関が国に対しても指摘をしている状況ではあります。こうした中で大治町も現在、財政状況が厳しい状況になっております。限られた予算の中で効果的な行政運営を行うためには、人材こそ最大の資源であると視点を持って以下の質問をさせていただきます。

1、町における人員、職員の人材配置はどのような方針や評価に基づいて行われているのでしょうか。

2、職員の能力向上や即戦力化に向けた研修や教育は、どのように実施しているのか。

3、その他、人材確保や人事管理に関して町としてどのような課題認識と対応策を持っているのか。以上、1回目の質問とさせていただきます。

○総務部長（大西英樹君）

人材確保と人事管理で3点の御質問いただきました。まず1点目につきまして、人事配置の方針につきましては、第5次大治町総合計画及び大治町人材育成・確保基本方針に基づきまして、職員一人一人が時代の変化や住民ニーズを的確に捉え、効率的で効果的な行政サービスを提供することを方針としております。評価につきましては職員の人材育成及び組織の活性化を目的とした人事評価制度により行われ、職員個々の能力や業績を公正に評価し、任用や給与等の人事管理の基礎としておるところでございます。

また、課長級以下の職員からは、仕事や所属についての異動の希望や健康状態等を記載した自己申告書を毎年提出してもらい、今後の人事異動の資料の一つとして活用しております。以上の方針や評価に基づき、個々の職員の職務に対する適性を把握し、各課の業務量も考慮した上で、総合的に判断し適材適所の人事配置を行っております。

2点目でございます。研修についてでございますが、採用後の勤務年数に応じ、主事級、係長級、課長級等の階層別に海部地区研修協議会や愛知縣市町村振興協会研修センターが実施する職員研修に職員が受講しております。また愛知縣市町村振興協会研修センターでは個々のテーマに沿った即戦力の強化となる研修も実施しており、毎年希望す

る職員が各研修を受講しております。新規採用職員に対しては各課の業務内容やAED講習等公務に必要な基礎的な知識の習得を目的とした職場内研修をこれまで4月中旬以降に開催していましたが、初歩的な窓口や電話対応等の接遇は速やかに研修してほしいと職員から要望がありましたので、令和6年度からは4月の入庁日の翌日から接遇を研修項目に追加し実施しておるところでございます。

さらに、新規採用職員に対しては課の上司や先輩職員がトレーナーとなり、早期に職場環境に適応し能力を発揮できるよう職場全体で育成していくことを目的としたOJT研修を令和6年度から試行的に実施しております。

3点目でございます。人材確保等の課題対応策というような御質問いただきました。若手職員の離職の増加が課題である一方、現在の管理職は今後60歳の役職定年を迎えるに当たりまして、将来の役職者となる人材を育てるための体制の強化も課題であると認識しております。今後の対応策としましては、今年度は職員の働きがいや意欲、組織に対する思い入れ、愛着などのいわゆる「職員エンゲージメント」というものでございますが、これに関する調査を実施し、組織が抱える課題を洗い出し、課題に対する改善策を職員にフィードバックすることにより働きやすい職場環境の整備につなげていきたいと考えております。管理職の人材育成としましては、マネジメントの質の向上を目的に、課長級以上の職員を対象とした「組織力向上研修」を開催し、職員一人一人の能力の発揮や成長をリードし、思いやりと働きがいのある組織づくりのできる管理職を育成してまいります。また、60歳以降の役職定年や再任用職員については、これまでの豊富な知識や技術、経験を将来の役職者となるべき人材に継承してもらうため、適切な人事配置をしてまいります。

人事確保の方策としましては、民間経験者の採用に加え、育児や介護のため一度本庁を退職したような職員の方を再び採用するという、キャリアリターン制度と申しますが、こういった制度も新たに導入し、即戦力となる人材の確保に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○2番（八神太紀君）

再質問させていただきます。3月議会において他の議員からも質問が出ましたが、昨年3月末時点で18名の自己都合退職者があるというふうに伺っております。そこで、4月を迎えてそういった人材不足を補うために採用した人数は、現在何人になるのでしょうか。

○総務課長（佐藤友哉君）

令和7年4月1日付けで新規採用職員は16人採用しました。以上です。

○2番（八神太紀君）

16人採用とのことで現在、有資格者の必要数は満たしているのでしょうか。もし不足している場合について、どの課において不足しているのかをお聞きしたいんですけども。

ちょっとここでまた資料をお願いいたします。これも総務省から出ているデータになります。人材確保に関わる課題ですね。この市町村にお聞きして足りている、足りていないっていうとこのアンケートですね。①土木技師、保健師、建築技師、4番ICT人材で、⑤保育士、このあたりがとても足りないというふうに全国的にもなっているかと思っています。大治町は実際には今足りているか足りていないのかというところを、具体的にお示しをお願いいたします。

○総務課長（佐藤友哉君）

有資格者の必要数に達しているのかというような御質問ですが、技術職の保健師及び土木技師については退職者もございましたので今現在不足が生じているところでございます。保健師につきましては保健センター及び子育て支援課におきまして、土木技師については都市整備課と下水道課において要望されている人数には現在達しておらず、不足している状況でございます。以上です。

○2番（八神太紀君）

今不足して、いないという状況をお聞きしました。現在足りていない人材について、今後どのようなことを行って補っていくのか、対応や更新があればお示してください。

○総務課長（佐藤友哉君）

技術職の保健師及び土木技師に関しましては、今後採用試験において募集をしていく予定をしております。また現状での対応としましては、土木技師に関しましては4月から建設部に事務職の職員を増員いたしまして、事務職でも可能な業務に関しては既存の今いる土木技師の者の指導によりまして業務を進めているところであります。保健師に関しましても保健師資格が必要でない事務処理業務、こちらを事務職が業務遂行すること、また保健師の会計年度任用職員を雇用することによりまして、既存の保健師の業務負担の軽減を図っているところでございます。以上です。

○2番（八神太紀君）

今カバーをしていただくというふうに答弁いただきました。採用はしていただくということでちょっと採用に関して御質問させていただきます。このままディスプレイのほうをお願いいたします。採用に関して他の自治体との共同採用というほうの導入が全国的にも進められているかと思います。これは少子高齢化や民間企業との人材確保競争が激化する中で、自治体単独での人材確保が年々と難しくなっているというのが実情だと思います。こうした状況を踏まえ、近年では複数の自治体が連携して採用活動を行う共同採用方式というのを取り入れている例も出てきます。例えば、同一地域や近隣の地域で連携して採用活動の効率化や応募者数の確保、より多様な人材確保につなげている自治体も実際には今出てきております。資料のほうにも書かせていただいたんですけども、ちょっとメリット・デメリットでいろいろあると思うんですけども、このような取り組みを実際到大治町が導入を検討されているかということと、また大治町が取り入れた

場合にどのようなメリットが実際にあったりとか、ちょっと僕書かせていただいたのは全国的なものにはなるんですけども、メリット・デメリットがあるのか町の見解をお願いいたします。

○総務課長（佐藤友哉君）

共同採用方式の導入についての御質問でございますが、現在のところ共同採用方式の導入については検討はしておりません。取り組みが実現した場合のメリットとして考えられるのは、現状、本町の採用試験を申し込んで一次試験・二次試験でございます。合格通知を出した後に、実は他の市町村を合格したということで合格を辞退される、そういったケースもございます。併願によるこのような事案が軽減されることについては、メリットがあるのではないかと考えております。以上です。

○2番（八神太紀君）

答弁いただきました。これについてもまた考えていって進めていただきたらと思っております。

次に、職員の配置についてお伺いします。ディスプレイのほうは一旦切ります。失礼しました。職員の配置についてお伺いいたします。職員の配置についてどの部署が職員の配置方針や人材の配属を決めているのでしょうか。具体的な所轄の課をお知らせをお願いいたします。

○総務課長（佐藤友哉君）

人事配置につきましては総務課が所管しております。以上です。

○2番（八神太紀君）

今、総務課だというふうにお伺いいたしました。職員をどの部署に配置するかという判断は総務課の方だと思いますが、どのような基準に基づいて行われているのでしょうか。業務量や専門性、人材の適正など具体的な判断要素があればお願いいたします。

○総務課長（佐藤友哉君）

先の御質問でも答弁させていただいておりますが、人事評価の結果や個々の職員からいただきます自己申告書、それとあと各課の業務量等、総合的に勘案いたしまして、適材適所の人事配置をしております。人事異動につきましても最終的には町長が判断することになります。以上です。

○2番（八神太紀君）

人材の異動に関して、今職員の先ほど評価に関してというふうにお聞きしました。最終的な判断は人事部の方が行うと思うんですが、その中で所属長の意見なども踏まえて判断するのでしょうか。

○総務課長（佐藤友哉君）

場合によっては、所属の部長や課長の意見も聞き取りながら、意見を伺いながら人事配置をしております。以上です。

○2番（八神太紀君）

その場合、職員のスキルや業務ニーズ、適性などを先ほどの評価をしていただいている中なんですけども、事前に面談などを行って本人の意向や特性を踏まえた対応が実際にはなされているのかについても伺います。

○総務課長（佐藤友哉君）

事前に面談という、行っているかという御質問ですが、先ほども答弁いたしました人事評価の結果や、個々の職員からの自己申告、こちらの資料はまず基礎資料とさせていただいております。必要に応じて部長や課長にも意見を伺いながら、また場合によっては全員とはいきませんが、職員とも個人面談をした上で適材適所の人員配置に努めておるところでございます。以上です。

○2番（八神太紀君）

次に、職員の離職や休職が発生した場合について伺います。そうした際には各部署の部長から人事部門、総務課に対して補充の要請があるのか、それとも人事部全体が全体の状況を見て独断で判断するのか配置を決めているのか。その点をお伺いいたします。

○総務課長（佐藤友哉君）

職員が離職する場合につきましては、服務規程によりまして退職する希望する日の30日前までに退職願という届け出を提出していただく必要があります。退職願が提出され次第、所属の部長または課長とは今後どのようにするのかっていうのは、事前に対応について協議をしているところでございます。また休職の場合につきましては、病気休暇が始まった時点で休むことに至った経緯や今後の対応について、こちらも所属課長と面談をしております。また、休職した職員本人とも定期的に人事担当の総務課のほうで職員で面接を行っておりまして、現在の心身の状態や休職に至る経緯ですとか、職場の仕事での職場や仕事で気がかりなことはないか、そういったことを聞き取りを行って今後の対応について検討していくとそういった流れになっております。いずれにしても、職場の状況を十分把握した上で、必要に応じ配置変えやあるいは会計年度任用職員の補充等そういった形で対応をしているところでございます。

○2番（八神太紀君）

次の質問に移らせていただきます。職員の能力を即戦力化に向けた研修・教育についてです。職員のDX推進に向けた取り組み状況について伺います。町のマスタープランにも記載されているように、DXの推進は今後の業務運営において重要な取り組みであると認識しております。先ほどの最初の資料でも、国も推進をしているというふうに記載がありました。前回、ホームページの改善やDXの推進に関して質問させていただいたときに、デジタル庁への職員派遣も視野に入れているというふうなお話を伺いました。そこでお伺いいたしますが、現在、実際にデジタル庁やそれに準ず

る国の機関、外部機関に派遣されている職員はいるのでしょうか。また、派遣が実施されていない場合は今後の派遣の予定や検討状況についてもお聞かせをお願いいたします。

○議長（若山照洋君）

八神議員、一問一答でお願いします。

○総務課長（佐藤友哉君）

まず、最初のデジタル庁、これに準ずる外部機関に派遣している職員はいるのかという御質問ですが、現在デジタル庁へは職員は派遣をしておりますが、内閣府のほうへ1名の職員を派遣しております。

今後の派遣の予定や検討状況についてという御質問ですが、デジタル庁への今後の派遣については現在のところ未定ではございます。DXの推進に関しましては、これからデジタル時代のニーズに見合うような、行政サービスの向上ですとかデジタルを活用した業務効率化に対応できる組織に変革するための重要な課題であるという認識はしております。デジタルツールを活用できる人材を育成するために、これまでも愛知県が主催しておりますDX特別研修というのがございます。そこへ毎年職員を参加させておりますし、自治体DXを推進し理解を深めることを目的としました役場内の職場内研修も実施してまいりました。今後も派遣のみならず、DXの取り組みをリードできる人材育成について研修を行うなどして取り組んでいきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○2番（八神太紀君）

今、内閣府のほうに1人ですかね、っていうふうにお聞きをいたしました。その方、実際に費用などこちらから出向という形で派遣という形になると思うんですけども、通常こちらで働いている職員の方が行っていらっしゃると思いますので、その点はどれぐらい費用がかかっているのかお伺いいたします。

○総務課長（佐藤友哉君）

現在、内閣府の地方分権改革推進室に1名派遣をしております。人件費についてですが、こちらの職員の基本的な給与ですとか各手当の支給については本町のほうが負担をしているところです。それ以外に東京のほうに住まいを構えて出勤を、そこから出勤をして、内閣府に通っているということもございまして、住居借上料につきましてこちらでも本町のほうで住居を借り上げて住ませるということで、そちらあたりも負担をしているところです。そのほか派遣は東京の派遣になりますので、地域手当っていうのは物価も違いますので金額が異なっています。大治町ですと昨年度までは6%、今年度から7%に引上げになりましたが、東京都特別区に住まいがありましてそこで勤務しているということでありますので、東京都になると20%地域手当ということになります。その辺りがプラスの負担ということになっております。以上です。

○2番（八神太紀君）



現在の状況をお聞きいたしました。過去には国の機関などで研修や人材育成の環境として派遣された職員の方はいらっしゃったのでしょうか。

○総務課長（佐藤友哉君）

過去にはもうだいぶ前からになりますが愛知県にも実務研修生として職員を派遣している実績がございます。

○2番（八神太紀君）

愛知県にはというふうにお聞きしましたが国のほうにはいかがでしょうか。

○総務課長（佐藤友哉君）

国の機関としましては内閣府が初めて派遣をしたことになっております。以上です。

○2番（八神太紀君）

そうした研修、外部研修の成果を踏まえまして、そこで勉強していただいたり知識を得ていただいて、町の業務や施策に生かしていただけるということだと思いますが、今実際に町の業務や施策についてどのように生かしているのか、または生かしていくのかということをお伺いさせていただきます。

○総務課長（佐藤友哉君）

派遣されました職員に対しましては、派遣先で習得した知識やスキルは派遣職員本人の成長のみならず、所属する同僚の職員に対しても共有されることによりまして組織全体の能力の向上につながっているものと考えております。また派遣することによりまして愛知県でも国でもそうですけど横のつながりっていうのができますので、同じ目的に向かって、違ういろいろな自治体から集まった職員が一つの目的に向かって仕事をするってことで、その連携が非常に横のつながりというのも大事な財産だと思ってます。それについても今後、情報共有ですとか、他の自治体に帰った職員からいろいろと相談ですとか、そういうのも一つの人材の財産でやっていると考えております。以上です。

○2番（八神太紀君）

次の質問に移らせていただきます。人材確保や人事管理について町としての課題認識についての質問です。その中でも職員のメンタルヘルスに、メンタルヘルス対策について伺います。以前より取り組まれているというふうにお聞きしております。現在も実施されているのか、またどのように具体的に応じているのかをお願いいたします。

○総務課長（佐藤友哉君）

職員のメンタルヘルス対策についての御質問です。メンタルヘルス対策としましては、毎年1回、職員に対しストレスチェックというものを実施しております。調査の結果で、高ストレスとされた職員に対しましては、希望によりまして産業医との面接指導を受けることができるような仕組みになっております。また、ストレスチェックの結果に限らず、産業医ですとか役場職員であります衛生管理者というのがありますので、そういったものと相談できる体制というのは整えております。

これまでの取り組みによって一定の効果があつたと考えているのかという御質問でございますが、ストレスチェックでは全国平均と比較して大治町の町全体の職場全体なんです。リスクは低い結果というのが令和6年度の結果でございました。また、各課の集団分析結果とともに各課における傾向と対処方法というのもし示されますので、所属課長等に対しては分析結果とともに傾向と対処方法、こちらも通知しております。今後におきましても仕事におけるストレスの軽減を図っていきたいと考えております。以上です。

○2番（八神太紀君）

もう1点、メンタルヘルス対策とは別で職場におけるハラスメント防止対策についても伺いたいします。職員が安心して働ける職場環境を整えるためにもハラスメントの防止、未然防止が極めて重要と考えます。町としてハラスメント防止に向けた具体的な取組が行われているのでしょうか。

○総務課長（佐藤友哉君）

ハラスメント対策についてでございますが「大治町職員ハラスメントに関する指針」というのが定められておりまして、どのような行為がハラスメントに該当するのかといったことを具体的に具体例を示しております。それとはまた別にハラスメントに関する相談体制、こういった相談場所がありますよということも、確立されていることも職員にその指針において周知しているところでございます。

また、毎年ではございませんが、定期的にハラスメント研修というものを開催しております。職員の意識啓発に努めているところでございます。以上です。

○2番（八神太紀君）

周知をしていただいているっていうふうにお伺いをしたんですけども、またこうした対策、実際に機能していると認識しているのかどうかについて町の見解も伺いたいします。

○総務課長（佐藤友哉君）

ハラスメント防止に向けてということで、職場内の相談窓口そのほかにも外部の相談窓口といたしまして愛知県人事委員会にもハラスメントなどの悩みや苦情が相談できる窓口というのがございます。職員には毎年、その内容こういった窓口がありますよと通知しております。さまざまな相談場所があるということを職員には周知できてるのかなと認識しております。ハラスメントと疑われる行動をしないことを職員に意識づけることも大事ですが、ハラスメントを受けたときに一人でも悩まずに相談できるあらゆる窓口があるということを周知はしておりますので、ハラスメント対策は機能しているのかなと認識しているところでございます。以上です。

○2番（八神太紀君）

以上で人材確保や職員配置の考え方、研修、育成体制、さらには職場環境の整備についても質問させていただきました。冒頭にも述べましたが、財政状況が厳しい今だからこそ限られた予算の中で効率的な行政運営を行うためには、人材こそ最大の資源であるという視点を持って質問させていただきました。あわせて、DXの推進も業務の効率化や職員の負担軽減、住民サービスの質の向上が期待されていますので、人材資源とデジタル技術の融合こそがこれからの持続可能な行政運営の鍵を握ると考えております。町としても職員一人一人が能力を発揮し、生き生きと働ける職場づくりに引き続き積極的に取り組んでいただけることを強く願って私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（若山照洋君）

2番八神太紀議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時51分 休憩

午前11時53分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（若山照洋君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

3番手嶋いずみ議員の一般質問を許します。

○3番（手嶋いずみ君）

3番手嶋いずみです。議長のお許しをいただきましたので、通告書に沿って質問させていただきます。

公園におけるボール遊びのあり方について伺います。現在、町内にはボール遊びができる場所が限られており、子供たちが家の前や交通量の少ない道路で遊ぶ姿を見かけることがあります。これは事故やトラブルの危険があり、本来あるべき姿ではありません。身近な公園では「ボール遊び禁止」という方針がとられています。安全面や近隣住民への配慮といった理由があることは理解いたします。しかし、子供たちにとってボール遊びは、自由に体を動かし、集団で遊ぶ中で協調性や運動能力、社会性を育む大切な遊びです。そこで、長牧調整池公園や浄水場公園など比較的広さのある公園については安全対策を講じた上で、一定のルールのもとボール遊びを認めることができるのではないかと考えます。子供たちが安全に伸び伸びと遊べる居場所を地域に確保することは大人の責任であり、町としても積極的に整備を進めるべきではないでしょうか。町の考えを伺います。

2問目について、長牧調整池公園の利用について伺います。こちらは他の議員が昨年度質問されておりましたが、町民からの要望が継続して寄せられておりましたので、再

度質問させていただきます。現在、公園の利用には2カ月前から3日前までに利用申請を提出する必要があります。これは、計画的かつ公平な運営を図る上で一定の合理性があると理解できます。しかし一方で、実際には予約が入っていない日も多く、あいているにもかかわらず当日利用できないという現状は、町民にとって利便性が低くもったいない状況ではないでしょうか。子供たちや保護者世代などは、急遽、天気がよいから遊びに行きたいといったニーズも多く、公園があいている場合には当日でも柔軟に利用を認める制度の検討が必要だと考えます。また、利用時間は午後4時までとされていますが、平日は帰宅時間と重なり利用できない状況です。せっかくの広い公園でありながら放課後に遊べないのはもったいないことです。利用時間の延長を検討すべきと考えます。町民の利便性向上と公園の有効活用を両立する観点から、制度の見直しをする考えはないか伺います。1問目の質問を終わります。

○福祉部長（安井慎一君）

それでは、1問目の御質問にお答えしてまいりたいと思います。公園におけるボール遊びのあり方についての御質問でございます。現在町内には浄水場公園が一つ、ちびっこ広場が21カ所、ボールを使ったスポーツや遊びができる球技場が3カ所設置されており、児童の健全育成を図っているところでございます。長牧調整池公園や浄水場公園など比較的広さのある公園につきましては、安全対策を講じた上で一定のルールのもとボール遊びを認めることができるのではないかと趣旨の御質問でございます。ちびっこ広場では敷地の面積が狭いことから、児童と乳幼児の安全に配慮して、ボール遊びを禁止させていただいております。ボール遊びができる球技場は各小学校区に1カ所ずつ計3カ所ございますが、5メートルを超えるコンクリートの柱に防球ネットを設置して施設外にボールが出ないように対策を施しております。コンクリートの柱を設置する場合は地面の下に約2メートル程度のコンクリートの基礎をそのまま埋設する必要があるがございますので、浄水場公園におきましてはコンクリートの柱を設置することができないということになっております。また、ボール遊びができる場所を併設することは浄水場公園ではちょっと困難かなというふうに思っております。

それから長牧調整池等の比較的大きな公園についてでございます。住宅が隣接しておりますので、今後ボール遊びができるように機能を変更するということにつきましては、周辺にお住まいの方の住環境が大きく変わるということを考慮しますと、なかなか賛同を得ることは難しいという状況にあると考えております。したがって、現在小学校の運動場を一定時間開放してボール遊びの場を提供していることや、既存の公共施設の有効活用を検討している状況であります。

最後になりますが、ボール遊びができる場所につきましては、お子さんから多く要望をいただいておりますので、引き続き実現可能な施策を検討していきたいと考えております。以上です。

○建設部長（三輪恒裕君）

2問目でございます。長牧調整池公園の利用について御質問いただいております。調整池公園の利用につきましては利用者の利便性を考慮し、あいていければ当日の受付・利用を可能とできるよう、また、利用時間につきましては延長していく方向で検討していく考えでございます。以上でございます。

○3番（手嶋いずみ君）

では1問目のほうからお伺いさせていただきます。長牧調整池公園に対して質問させていただきます。現在の利用形態になる以前は開放時にはボール遊びができておりました。ボール遊びが禁止になった理由を改めてお聞きします。

○産業環境課長（伊藤高雄君）

どうしてボール遊びが禁止になったということでございます。利用者のマナーやルール違反が多く見られたためでございます。以上です。

○3番（手嶋いずみ君）

マナーやルール違反があったということで、多分苦情が多く寄せられたとお聞きしております。苦情が寄せられた場合どのような対応をされておりましたでしょうか。

○産業環境課長（伊藤高雄君）

土曜日・日曜日・夜間を問わず、職員が出向いて注意したり、必要に応じて警察に連絡をしておりました。以上です。

○3番（手嶋いずみ君）

担当部局の大変さは今お聞きしているように、土曜・日曜・夜間、大変さはよくわかりました。ありがとうございます。ボール遊びによるトラブルは開放時だったことと思います。現在では鍵の施錠で管理され、利用申請書を提出しての利用になります。トラブルが起きたときは利用者が特定できます。保護者の見守りを原則として、ボールの種類、例えばドッジボール、バレーボール、ウレタンボールなど、比較的柔らかく安全なボールであれば禁止する理由を減らせると思いますけど、その点についてはどう考えでしょうか。

○産業環境課長（伊藤高雄君）

こちらルールということでございますが、拡大解釈ですとか解釈の違いでどんどんエスカレートしていくということが予想されますので、ボール遊びについては禁止したいというふうに考えております。以上です。

○3番（手嶋いずみ君）

現場の声として、子供や保護者から「体を動かして遊びたい」「公園なのに何もできない」という切実な意見を聞いております。一度試してみてもよいのではないのでしょうかと思うんですが、もちろん子供は予測不可能な行動を起こしますけれども、保護者

の見守り原則で、それで問題が起きたらまた考えてみる。そういった柔軟な対応をして  
みる考えはないのか伺います。

○産業環境課長（伊藤高雄君）

ボール遊びについては禁止をしたいというふうに考えております。以上です。

○3番（手嶋いずみ君）

わかりました。では続きまして浄水場公園に対しての質問をさせていただきます。そ  
れこそ以前、浄水場公園ではボール遊びができていたこともあり、周囲にはボールが道  
路に飛び出さないようにネットが張られています。禁止になった理由を改めて具体的に  
お願いします。

○子育て支援課長（古布真弓君）

以前、子ども会でドッジボール大会がありました。その際には浄水場公園やちびっこ  
広場で練習をしていたということがございました。しかしながら宅地化が進み、住環境  
が変化する中で、近隣住宅への配慮や子供の安全を守るためにボール遊びを禁止とした  
ものでございます。

○3番（手嶋いずみ君）

わかりました。先ほどボール遊びができない理由として、ネットを張るためのコンク  
リートの柱を設置することが浄水場にはできないと言われましたけれども、浄水場公園  
に球技場のようなものを設置してほしいわけではありません。先ほど言いましたけれど  
も、長牧調整池公園と同様、ボールの種類を柔らかいものに限定しボールが飛び出しに  
くい向きに向かって遊ばせるゾーン設定を明示するなどして、安全と遊びの両立を目指  
す運用観点を検討していただけないでしょうか。そういったことをやっている自治体も  
ありますので、伺いたします。

○子育て支援課長（古布真弓君）

少し最初の答弁とは重なりますが、浄水場公園も小さい子供さんが遊んでいただく遊  
具を設置しております、現在の状態のままでは、ボールを限定してやゾーンを設定して  
の運用は困難であると考えております。

○3番（手嶋いずみ君）

わかりました。先ほどからもボール遊びはなかなか厳しいという御答弁をいただい  
ております。ゼロリスクを追及する余り子供たちの遊びや成長の機会が奪われることのほ  
うが長い目で見て大きな損失になりかねません。柔軟な運用を模索していただくことを  
改めて要望いたします。

ボール遊びは球技場でお願いしますと私自身これまでもお願いしてきました。しかし、  
長牧地域の子供たちにとっては距離的にも精神的にも遠い場所でございます。また小学  
校の運動場を平日午後4時半まで開放していただいています。様子をのぞいてみました  
ら、子供たち少人数でしたけれども走り回って楽しんでいました。とてもよいことだと

思いましたが、長牧地域の子供さんは、帰宅時間が4時ごろになるため、ボールを持って学校まで行っても遊ぶ時間はありません。先ほどの答弁で、既存の公共施設の有効活用を検討されていると言われましたが、どんなことを検討されているのでしょうか。

○子育て支援課長（古布真弓君）

公共施設の利用といたしましては、スポーツセンターのリノベーションに合わせて、メインアリーナを開放しボール遊びができるよう担当課で検討していただいているところでございます。また既存施設ではございませんが、現在まで東條にちびっこ広場、砂子防災公園の新設を進めているところでございます。

○3番（手嶋いずみ君）

スポーツセンターのメインアリーナを子供たちに開放する方向で検討していただいていること、また防災公園の整備に当たり球技場の設置も視野に入れていただいていることについては心より感謝申し上げます。地域における安全で自由な遊び場の確保に向けて大きな一歩であると私自身受け止めております。今後とも子供たちの声や保護者の思いを大切にしながら、前向きに取り組みを進めていただけるよう、引き続きよろしくお願いいたします。

続きまして2問目のほうに行きます。長牧調整池公園の利用についての御答弁をいただきました。当日での受入れ時間延長の検討にお答えをいただきありがとうございます。子供たちの環境改善に向けてこちらも一歩踏み出していただけたことを大変心強く感じております。では長牧調整池公園の子供の利用状況は把握されておりますでしょうか。

○産業環境課長（伊藤高雄君）

子供の利用状況でございます。過去、令和4年度まで遡って調べました。令和4年度につきましては子ども会が1回、それから個人利用で子供の歩く練習ということで1回。5年度につきましては個人利用のバドミントンで7回、6年度につきましては子ども会で2回、それから個人利用の縄跳びで8回、7年度につきましては今のところ利用はございません。以上です。

○3番（手嶋いずみ君）

先ほど御答弁いただきありがとうございます。3年間で本当に少ない回数しか子供たちに使われていないというのは非常にもったいないお話ですし、施設の有効活用という観点から課題があるのではないかと考えております。では、先ほど答弁いただきましたが、どのように検討していくのかお聞かせください。

○産業環境課長（伊藤高雄君）

当日利用につきましては、産業環境課にて施設の予約状況を確認し、あいていれば当日の受付、利用が可能となるように検討してまいります。

また、利用時間につきましては、他の施設などを考慮いたしまして、延長していく方向で検討してまいります。以上です。

○3番（手嶋いずみ君）

では、当日の申請方法はどのように考えておりますか。

○産業環境課長（伊藤高雄君）

利用者が産業環境課へ空き状況を電話で確認していただきます。産業環境課が施設利用受付簿、スケジュール表ですね、こちらで確認をいたしまして、あいていたらその旨利用者にお伝えします。役場にて申請書を記載するようお伝えいたしまして、こちらに向かっていたとということになります。産業環境課がスケジュール表に入力した後、申請書と引きかえに利用者へ許可証と鍵をお渡しすると。利用者は鍵を受け取りまして利用後は受け取った場所へ返却するという流れになろうかと思います。以上です。

○3番（手嶋いずみ君）

今の答弁ですと、鍵と申請書は役場にまで来ていただかないといけないというお話だったと思うんですが、現在、鍵の受け渡しを産業環境課から近くのスポーツセンターでも貸し借りは行っていただけるようになりました。役場まで申請手続きに行くことは、当日あいていたらちょっと利用したいというニーズから離れているかと思います。空き状況は産業環境課へ電話で確認し、利用申請はスポーツセンターでできるようにするなど、利便性をよりよくしていただきたいと思います。今の子供たちは安心して走り回れる場所も自由に遊べる時間も限られております。デジタル社会の中だからこそ、地域で体を使った遊びができる環境はますます大切です。外遊びの場、公園が子供たちの成長の場であり続けられるように、前向きに取り組みを進めていただけるよう、引き続きお願いして、私の一般質問を終了させていただきます。

○議長（若山照洋君）

3番手嶋いずみ議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後0時12分 休憩

午後0時19分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（若山照洋君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

1番池田耕介議員の一般質問を許します。

○1番（池田耕介君）

1番池田耕介です。議長のお許しをいただきましたので、通告書に基づき大治町を支える学校教育の未来を問うと題して、今回は広く大治町の教育に対する見解・認識を問う形で質問を進めさせていただきます。回答をよろしくお願いいたします。



大治町教育委員会の公表している点検・評価報告書、毎年目を通してありますが、こちらには「大治町教育委員会は、教育の機会均等と教育水準の維持向上、地域の実情に応じた教育の振興を図るための行政委員会です」と毎年書かれています。教育と一言と言っても、その内容は学校教育、社会教育、スポーツ等、多岐にわたりますが、中でも教育基本法の第1章第1条に「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行わなければならない」と教育の目的が掲げられているように、子供たちの人格を形成する上で、また社会を、そしてこの国の未来を形成する上で学校教育が担う役割は非常に大きいと私は考えます。特に県内有数の子供が多い町・大治町では、この町の未来を考える上で町内の小中学校の果たす役割と責任が非常に大きなものとなっています。

そこで①大治町教育委員会としては、現在の本町の「地域の実情」をどのように捉えているのでしょうか。

②その「地域の実情」を捉えた上で、本町の教育における課題に対し、どのような対策を講じているか。また、その効果をどのように考えているかお伺いします。

③小中学校運営協議会が発行している「おおはるコミュニティ・スクール通信」こちらで公表されている学校評価アンケートの結果、各校の保護者を対象として発達段階を考慮して中学校においては同様の内容で生徒も学校評価に取り組んでいると書かれておりましたが、この学校評価アンケートの毎年結果には傾向があるように思いました。この結果をどのように捉え、どのように改善に努めているのでしょうか。

④教育に関する基本的な計画である「大治町教育大綱」町全体で言う総合計画のようなものかと思いますが、こちらが令和3年度から5年間となっております近く見直しの時期を迎えると思います。大治町としては今後の大治町の教育をどのように考えているのでしょうか。

以上4点、非常に広くとなりますが、お伺いします。御回答をお願いいたします。

○教育部長（水野泰博君）

それでは4点御質問いただいております。まず一つ目ですが、大治町教育委員会としては現在の本町の「地域の実情」をどのように捉えているかとの御質問です。人口の増減につきましてはほぼ横ばいの状況、学校においてはいずれも規模の大きい学校であり、5年前と比較しても小中学生の人数変化は目立ってございません。人数が多い分、児童生徒や保護者の考え方も多様化していくというふうに捉えております。

次に「地域の実情」をとらえた上で本町の教育における課題に対しどのような対策を講じているか、またその効果をどのように考えているかとの御質問です。多くの人のさまざまな考えがあるため、人との接し方や学校への登校の仕方など課題も多様化してございます。そこには相談体制の拡充が重要だと考えて、子ども応援本部事業の拡充・充

実を図っております。学校内においても主体的に問題を解決し行動できる人の育成に努めるため、協働し意見を交流する授業づくりをしております。

効果につきましては、令和2年4月に子ども応援本部を設置して以降、他機関と連携してさまざまな課題に対応できるようになりました。また、経験豊富な教員OBが相談に当たるため、課題の背景を考慮しながら解決策を考えることができております。

授業づくりにつきましては、各校での講師を招いての研修に加え、学びたい内容に合わせた教師同士の研修が盛んに行われることで授業力の向上が図られております。

三つ目の質問でございます。学校評価アンケートの結果をどのように捉え、どのように改善に努めているかとの御質問ですが、毎年このアンケートの結果、教育活動、教育環境、地域との連携等でさまざまな課題が各学校で浮かび上がっております。学校評議員や学校運営協議会でもこの結果を公表いたしまして、そこでいただいた意見も参考にしながら取り組みを見直しているのが現状でございます。具体的な例といたしましては、例えば「家庭学習の習慣が身についている」という項目や「ICT機器を積極的に活用している」という項目の数値が前年度より下がったところがございますので、学校によってはAIドリルの導入をしているところもございます。

最後に、今後の大治町の教育をどのように考えるかとの御質問ですが、これからの社会を支える子供たちにとって大切なことは、自らの人生をかじ取りする力を身につけることと捉えております。児童生徒・教職員などそれぞれが幸せや生きがいを感じるとともに、個人を取り巻く場や地域社会が幸せや豊かさを感じられるよい状況である、ウェルビーイングの向上に重点を置きたいと考えております。以上です。

#### ○1番（池田耕介君）

ありがとうございます。私が質問を広く聞きましたから回答についても広くといただきますが、抽象的な部分もありましたのでもう少し細かく具体的に伺っていきます。

最初の一つ目の質問、人口の増減はほぼ横ばいの状況で5年前と比べても小中学生の人数の変化は目立ってありませんという回答がありました。そういう時点でやっぱり子供の数としては多いのかな、ありがたい話ですが、現状どこも少子化で数が減っている中で横ばいってのはやはり数は多いと。子供の数が多ければ学校は大変というのはこれは教育関係者なら誰もが知っている常識のようなものでありますから、他市町村以上に数が多く、また数が多ければ先ほど多様化と言われましたが、多様な子供たち、多様な保護者がみえます。いろいろな考えが入りまじる中で、そのような大治町の小中学校の現場はやはり他市町村以上に負担が大きいと、これは実際の私の経験からも言わざるを得ません。他市町村以上の思い切った負担軽減策が必要ではないでしょうか。もちろん予算に関わる部分もあると思いますが、どのようにお考えかお伺いします。

#### ○教育長（平野香代子君）

他市町村と比べるとというのはいろいろな観点があると思いますが、教員一人当たりの児童生徒数というのはどの市町村も全く同じであります。議員おっしゃるように特に負担が多いというふうに捉えているのは管理職であります。したがって、大治中には他市町の理解を得て主幹教諭を継続的に配置しているというところでもあります。これは当たり前ではなくて、なかなか主幹教諭の配置が進まない現状の中で大治町はただいているというところです。同時にそれで満足しているわけではなく、国にも要望しているところでもあります。これは規模が大きな学校を抱えている学校と同じように、意見を集めて要望しているところでもあります。また多種多様な考えを持つ児童生徒や保護者の対応、確かにいろんな考えの方がいらっしゃいますのでそういった対応につきましては子ども応援本部の設置であったり、あるいは学校には余りなじまないと個人的には思っていますが、でも最近は警察OBも配置をさせていただいて、特に放課後の子供の様子などはとても助かっているところでもあります。そういった方を初めとするスクールサポートスタッフの充実を図っているところでもあります。またさらに4月は学校が学級づくりについての方針を共有しなければいけません。会議等増えてくることもありますので、小学校は通常6時間のところを5時間授業に、中学校は通常50分授業のところを45分授業とし、負担軽減を図っているところでもあります。

○1番（池田耕介君）

主幹教諭につきましては生徒指導であったりさまざまな面でサポートをしていただいて、私も実際にいましたが本当に助かる存在であるなと思いますし、子ども応援本部であったりさまざま学校外の部分で担っている部分も大きいかなと思います。また、授業時間数につきましても、授業の数が限られている中で、特に4月忙しい時期につきましては特に最近帰る日が早いというか、学校の負担を軽減しているのかなというように考えますが、負担というのは個人によって捉え方はさまざまかと思いますが、現状の大治町の学校現場の負担軽減、十分であるのか。まだまだやはり課題は多いと考えるのか。教育長についてお伺いしたいんですが。どのようにお考えでしょうか。

○教育長（平野香代子君）

負担軽減が十分であるかと言われれば、やはりこれは全国的な問題で教員の働き方というのは改革していかなければいけない。でも、大治町はありがたいことに子供が多いから教員も多いですので、教員同士の学びは負担の種類が違っていると思っています。小規模のところだと相談相手がいなかったりいろんな仕事がある。数は少ないかもしれないですけど雑多な仕事があるもんですから、なかなか自分で考えるっていう時間が自分はないようにも思っています。その点大治町はたくさんの先生がいらっしゃって、お互いに話し合いをしたりとか、その姿から学ぶということがありますので、でも私としては先生方が笑顔で楽しんで子供たちに向かっただけのようできることは整えていきたいという気持ちで先生方の声に耳を傾けているところでもあります。

○1 番（池田耕介君）

そうですね本当にたくさんの教員がいて、そこで学びだったり刺激や経験できるものが多いのは本町の学校現場の特色であると思いますので、そこはぜひ大切にしていきたいと思いますし、また後ほど、先ほど答弁いただいた教員同士の研修のところで伺いたいと思います。

次の質問に移りますが、本町の教育における課題、多様化という言葉で御回答先ほどされました。もちろん教育における課題はある意味無限にあるようなものですから、その中でどれをと挙げ出したら切りがないでしょうが、本町その一つに間違いなく近年増加をしている特別な支援を要する児童生徒の数、大治小学校には校舎も増築をされましたが、これも課題の一つに挙げられるのかなというように考えます。特別支援学校ではなく地域の町内の小中学校に通学する特別な支援を要する子供たちについて、今後どのように考えどのようにしていく方針でしょうか、お伺いします。

○教育長（平野香代子君）

議場で語ることではないような気もしますが、特別支援教育が特別支援学校をつくって教育をしているのは日本のやり方なんですね。インクルーシブ教育といってみんな同じところであってという考えもあって、今、日本は曲がり角に来ていてどっちに進むのかってことはさまざまな立場の人がさまざまな考えをしているところです。ってちょっと前置きしといて、大治町では特別支援学級の児童生徒を支援するためには、学級数が、やはり障害の種類が増えてきましたので、その増加に合わせて支援員を増員するようにしております。また、特別支援学級の児童生徒が必要とする支援もさまざまありまして、昨年度は、特に「行政による学校問題解決のための支援体制の構築に向けたモデル事業」というのは文科省がしております。それに手を挙げまして、大学の先生、これが小中学校の経験もありそして資格も取られ大学教授になられた方の、現場に合った支援の仕方というか学級のつくり方とか担任の仕事とかそういったことを指導していただいた。そして先生方もかなり整理ができたという、クラスも8クラスも10クラスも特別支援学級もありますとなかなか大変なところがあるんですが、上手にクラスができたかなということをおもっています。なんせ発達に特性のある児童生徒はその子に合った支援をすれば社会的に自立できていくという児童生徒も少なくありません。したがって保護者と発達の状態を共有して、その子に合った環境を整えてまいりたいとおもっています。

○1 番（池田耕介君）

インクルーシブ教育が近年言われるようになるのも、全体として少子化の中であればいい中で、本町その流れとは逆行といいますか子供がまだまだ多い中でインクルーシブ、同じように同じ場所で教育を施していくところには課題もたくさんあるのかなあというように思いますが、現状、特別支援学級という形で対応していただいているところ、地域の小中学校の特別支援学級を担当する先生は必ずしも特別支援の免許を持っ

ているというわけでもありませんから、そこに小中学校の経験のある専門家の先生、相談員として配置をして支援体制を構築というのは非常に現場の先生にとってはありがたいというか心強い支援であるかなというように考えます。こちらの先生、専門家の方の現場にみえる頻度、どれくらいみえてどれくらい相談をできるのかそちらをお伺いします。

○教育長（平野香代子君）

昨年度は各学校に3回、年間10回でしたので、だと思いますが、今年度もまたお願いをして最低学期に1回は来ていただいて様子を見ていただけるとありがたいなと思っていますところなんです。

○1番（池田耕介君）

回数については現場の声もぜひ聞いていただきながら、もし必要であれば増やすことなども含めて検討していただけるとありがたいと思います。

続きまして多様化の中には学力面についての課題、私立の学校と違って公立の学校は受験をするわけではありませんから、その地域に住んでいる子がどのような子であっても教育を受けることができる。これは公立学校の特徴であり公立学校のすばらしさであると私は考えて勤めていましたが、大治町の子供たちの学力面、学力向上のためにこれまでどのように取り組んできたのか。その成果は。また今後どのように向上させていくのか。こちらの考えをお伺いをいたします。

○教育長（平野香代子君）

実は日常的にライフコンダクターがちょっと気になる子供たちの様子を見ているときに、本当はちょっともう少し教える人がいるともっとできるようになるよねっていう話は耳にしているところであります。しかし支援員の数も限られていますので、今のところは教育委員会といたしましては家庭学習強化週間というのを設定いたしまして、決まった勉強というよりは自ら学ぶ習慣を身につけさせるという目的で家庭学習強化週間をつくっています。また、子供たちが学びに向かう力の向上のために学び合いというのを意識して、体験活動であったりあるいは話し合い活動を取り入れた授業を多くしているところであります。最近少しその成果が出てまいりまして、総合的な学習の時間に児童発信で外部への提案であったり発表を行うなど、さまざまな人との関わり合いをしながら学習を進めることができています。実際には昨年度、西小学校の例が新聞にも出たところでありますし、大治小学校では役場にいろいろ意見を発表してくれたところであります。一人一人に合った基礎学力の向上というためにも、いろいろ検討いたしましたけれども、AIドリルの活用も進め始めているところであります。見える成果の一つとしてはこうした学習活動を支えるための教員研修を積極的に行っていますが、こうした活動はまだまだ始めたところですので、今後も多様性を認め合いながら学び合う学習活動を継続してまいりたいと思っております。

○1 番（池田耕介君）

大治町の学力の課題、お子さんを学校に通わせていた親御さんなら御存じでしょうし、この地域の学校で働く教職員も当然知っておりますが、やはりこれは間違いなく長年続く課題であるのかなあというように感じます。先ほど教育長が議場で発言をするのがというようなこともありましてこれも近いのかとは思いますが、しかしながら現状としてこれまで生徒指導だつたりと追われて、学力向上が最優先になかった時代というのは確かにありました。これは私も働いておりましたのでこれまでの話のところですが、今後、教員研修であつたりいろいろなものを始めていただいている。時代が変わる中で先生たちの働き方改革、行事が縮小されたり部活動の地域連携が進んだり現場の負担も幾らかは軽減をしております、教員の本分、授業力向上に力を入れられる時代、入れなければならない時代が来たということも事実かと思えます。先ほどおっしゃられました学び合い、これは間違いなく基礎学力向上にもつながりますし、また、子供のさまざまな能力を伸ばし、学校内の諸問題を解決できる絶対に推し進めるべき活動だと経験上私も感じます。であれば、大治町は学び合いにどっかよりも力を入れていますと胸を張って言えるぐらいにぜひ推し進めていただきたいなというように感じます。子供の数が多く多様な子供がいるということは、どこよりも学び合いの価値がある、学び合いの効果が生まれるということだと私は考えます。子供の学校生活は期限のある限られた時間ですので、ぜひ、至急進めていただきたいと思いますが、その中で教員研修、先生方が自主的に学びたいもの、学びたい内容で行われているというようにお聞きしました。学校あるあるではありますが、どうしても先生の異動が起こる中で、力のあるという表現が正しいかわかりませんが、そういった先生がいるときには学校がよくなり、その先生の異動とともに学校が崩れてしまつてというような、やっぱ人による部分、属人的な部分はどうしてもあるように私は感じてきました。この研修もぜひこの先も長く続いていただきたいと思いますがこれに対する対策は何か考えられていたりするのでしょうか、お伺いいたします。

○教育長（平野香代子君）

なかなか難しいところもありますけれども、それぞれの学校で丸々スタンダードとか言つて話を聞くときはうなずくとか何とかつてそれなりのルールをつくつて、スタンダードをつくつたり、先ほどの大治町役場職員でもやってますけど、学校でもメンター制度っていうのを取り入れたりして、良いシステムを残そうとはしていますが、自分として心がけていることは、余りきちんとしたなんていうんですか、余り形をきちんとするとそれをやってればいいというマニュアル化してしまうことは、若干怖いところもありますので、自由度のあるシステムにしてそこにいる先生が自分らしく、先ほども言いましたが楽しく子供たちと向き合いその先生ならではのよさが生きる学校づくりをしていただければと思っています。

○1 番（池田耕介君）

そうですね、自発的な研修につきましてはやはり先生方も余力がないとなかなかそこまでいったところもあるかと思いますので、ぜひ、負担の軽減も図りつつ先生方がより学べるような大治町の学校にぜひこの先もしていただきたいと思います。

学校評価アンケートの中で過去3年分ほど見ましたが、やはりどちらかというと評価が高くないのが先ほどの学習面とICT機器を積極的に活用しているかといったところかなというようにお見受けしました。ICT教育の推進について先生方やはり得意不得意ももちろんあるかと思いますが、その差を埋めるためにどのような対応をされているのか。また、持ち帰りの状況を先ほどAIドリルとありましたが、このあたりどれぐらい活用されているのかお伺いします。

○教育長（平野香代子君）

タブレットの活用につきましてはどの学級でも同様の使い方ができるように体制を整えています。具体的には例えば6年生が1年生に教えに行ったりとか、あるいは一人の先生がスタートは全部やるとかっていうような取り組みをしているところでもあります。また各校のICT部会で短い時間ではありますがこんな使い方したら面白かったよっていうような、本当にミニ研修会じゃないですけど短い時間で伝え合ったりしているところでもあります。教育委員会といたしましても、日常的に利活用方法を問い合わせることができるヘルプデスクの設置をしていることに加えて、夏休みを利用いたしまして利活用方法とか、あるいは情報セキュリティーなど教員研修を行っているところでもあります。

また、持ち帰りにつきましてはコロナのころは結構決めてやってたんですが、最近では特に頻度は決めてはいませんが、各校で必要に応じて持ち帰りをしているところでもあります。AIドリルの導入あるいは教科書に最近QRコードがついていて、それでいろんな情報を得たりさらに学んだりすることができる場所があるんですが、QRコードあるいはインターネット上にあるデジタル教材の活用も進めていますので、今後持ち帰りも増えていくんじゃないかと期待しているところでもあります。デジタル教材につきましては学校の要望に応じて取り入れているところでもあります。以上です。

○1 番（池田耕介君）

デジタル教材につきましては、AIドリルかな、教科によって適している適していないも当然あると思いますが、上手に使っていけば個別最適化の学習だけでなく教員の負担、集めたりチェックをしたりといった負担も劇的に減らせる画期的なものだと思いますから、もちろんその費用を誰が負担をするのか保護者から集めるのか、予算をつけていくのかっていう部分もあると思いますが、技術が発展していく中でいいものについてはぜひ取り入れてよりよい学校現場にしていきたいと考えます。

教育大綱についても初めにお聞きをしました。こちらも近隣のものも含めてある程度  
の数、目を通してみました。恐らく決まった様式等はないのかなというように思いまし  
て、大治町の教育大綱については予測の比較という形になりますが、非常に細かく具  
体的に記載をされているなというように私は感じました。その反面、これは他市町のもの  
も含めてですが、表紙を見なければ中身だけ見たらどこの市町村かわからないなあとい  
うように感じたのも実際、事実でして、大治町として子供の数が多いという紛れもなく  
特徴のある町ですから、その中で行われる教育についても地域の実情に応じたという町  
ならではの特徴があってもいいのではというように私は考えました。

大治町の小中学校の先生たちは本当によく頑張っていると私も思います。それは歴々  
の先輩教員の方々、その働きぶりを見てそこに憧れ必死で受け継いできた私もその一人  
ですし、この町の学校現場の誇るすばらしい伝統であると私は考えます。そして何より  
そこに通う子供たち、さまざまな不便だったり不自由もありながら、その中で本当にた  
くましく一生懸命に成長しようとしています。しかしながら時代も少しずつ変わる中で、  
現場の頑張りだけで補い切れない課題があるのもそれもまた事実です。ですので、大治  
町としてこの町の未来を支える子供たちを育てる学校教育をぜひ力強くバックアップを  
していただきたい。学校がよくなれば子供たちはよくなります。子供たちがよくなれば  
大治町の未来も必ずよくなります。ぜひ強くお願いを申し上げて私の一般質問を終わ  
ります。ありがとうございました。

○議長（若山照洋君）

1 番池田議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後0時48分 休憩

午後0時51分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（若山照洋君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

5 番鈴木康友議員の一般質問を許します。

鈴木康友議員どうぞ。

○5 番（鈴木康友君）

5 番鈴木康友です。議長のお許しをいただきましたので、通告書に基づき一般質問を  
させていただきます。今後の国保税率はどうなるかということで質問をさせていた  
きます。



令和7年度国民健康保険特別会計は支払準備基金の残高がなく繰越金も見込めない中で予算編成となっております。事業費納付金の大部分を国民健康保険税で賄う必要がありますが、急激な税率引上げを緩和するために7年度は一般会計から約8200万円を繰入れております。また、来年度以降は令和8年度が約6000万、令和9年度が約3000万円ほど繰り入れる計画となっており、一般会計財源不足が見込まれるため、計画どおりの繰り入れが可能かについては疑問が生じております。今後の国民健康保険特別会計についての考えを問います。

○福祉部長（安井慎一君）

それでは今後の国民健康保険特別会計の考えについて御質問いただいております。

令和7年3月議会におきまして今後の保険税率等の推移をお示しさせていただきましたが、愛知県に納める事業費納付金が同水準で推移すると仮定して財源不足分を一般会計から繰り入れし、令和9年度までに段階的に愛知県が示す標準税率まで引き上げる旨の説明をさせていただいたところでございます。基本的な考え方としては、令和8年度以降の事業費納付金額が示されていない中で、一般会計繰り入れの見込みも難しい状況ではございますが、給付適正化に向けた取り組みをはじめ、税率改定や収納対策を行うことにより、赤字の削減解消に努めつつ安定的な運営を図っていく考えに変わりはございません。しかしながら、現状の町財政を考慮しますと毎年度示される標準税率を目安に税率改定を行うなど、計画を前倒ししていく検討も必要だと考えております。以上です。

○5番（鈴木康友君）

令和5年度9月議会ですね、お示しいただきました決算等々から自分のほうは国民健康保険会計が危機的状況になるのではないかなというふうに見立てをして、長い期間このように質問を続けさせていただいております。これについては一過性で終わるものではなくて、次の年度を見てまたその決算が答え合わせとなっていくために、このような形で何度も質問をさせていただいている。それについてはものすごい危機感を感じているわけです。なぜならば一般会計と国民健康保険は、例えるならば月と地球、または太陽と地球のようなもので、かなりの因果関係にあります。つまり片方の財政状況というのは片方に依存をしたり、またかなりの影響を与えるために今回国民健康保険の自立化もしくは財源の状況というものについては一般会計に与える影響が大きいので、このようにお話をしているわけです。そのような観点を皆様にも頭に入れて、事項の次の質問等々について確認をしていきたいと思います。

まず、医療費、保険給付費につきまして、昨年度と同月と比較して、現在、増減等々どれぐらいの変化があるか、お答え願います。

○保険医療課長（水野克哉君）

医療費の数字の質問をいただいております。6年度の数字というのがしっかり今持っていないので、令和5年度につきましては本町につきましては33万3381円といった医療費の推移でございます。こちらにつきましては、県内が平均で見ますと39万3592円となっておりますので、県内から比べると低い医療費の水準になってございます。6年度まだしっかりした数字はないんですけれども同等の、本町としましては医療費は比較的低い水準で進んでおりますので、同じ金額で進んでいるのではないかと考えております。以上です。

○5番（鈴木康友君）

6年度については同程度の水準でいくというふうな見通しであるということをお伺いしますと、それでは来年度事業費納付金は、このままの医療費水準でいけばほぼ同程度の金額で推移するのではないかと想像されるということでしょうか。

○保険医療課長（水野克哉君）

事業費納付金につきましては、過去3年の医療費水準を見ながら県のほうが算定をされております。今議員おっしゃるとおり同じ水準でいくとすれば同程度のまた事業費納付金の提示があるのではないかと考えてはおります。以上です。

○5番（鈴木康友君）

それでは、モニターのほう提示させていただきます。

○議長（若山照洋君）

タブレットに入っていますので確認をお願いします。

○5番（鈴木康友君）

まずはこちら。7年度の国保特別会計の状況ということで特に今お話をさせていただいたのは4番事業費納付金。こちらについて9億、これ1,000円単位切捨てていますけれども、9億1628万円を支払う必要があると。これはもう確定数字なのでこの金額を支払うために今年度どこまで国保税を集められるか、もしくはどのような形で推移していくかというのが非常に重要になっていくということでお伺いしております。5月末で出納閉鎖となりました。令和6年度の国保税の収納率、1番についてどうだったのでしょうか。お答え願います。

○保険医療課長（水野克哉君）

令和6年度の現年分の保険税収納率です。おおむね今こちら90%は超える収納率となっております。以上です。

○5番（鈴木康友君）

90%を超えるということは、91%で現年課税を計算していたわけですから達していない。つまり当初予定していた収入を見込んだ数字に達していないということになっているということです。今回90%で計上して5億9691万円と、これ何を危惧しているかといいますと、本年度、国保税上がるわけです。ということは納付率が下がらないかという

ことを自分はものすごく心配しているわけです。そういたしますとこの現年度課税分、つまり本年で本町が集められる税金の総額が減るということは、また一般会計から繰り入れをしなくてはいけない事態が出てこないかということで今回確認をしているわけです。先ほど90%ということで91%に達していませんでした。今回90%というふうに計上をされております予算で。それについて90%よりももっとたくさん、もしくは値上げしたことによって納付率が下がらないためにも何か今年、収納に対しての特別な行い、行動っていうのはございますでしょうか。

○議長（若山照洋君）

暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後1時01分 休憩

午後1時01分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（若山照洋君）

休憩前に引き続き会議を行います。

保険医療課長、どうぞ。

○保険医療課長（水野克哉君）

先ほど私、収納率が90%を超えるというような答弁をさせていただきました。こちら最初部長答弁したところでございますが、医療費の適正化こういったものをきちんと初めですね、税率改定や収納対策を行っていくところで、収納率の低下というのは防いでいきたいと考えております。そのような中で、収納対策っていうところが一番の要になってくるというふうに考えておりますので、今年度令和6年度も督促状に少しスタンプを押して早期納付をしていただけるような取り組みをしたり、納期限の2カ月後に発送します未納のお知らせ、そういったところにも少し文言を変えながら未納の方に対して早めに、早めにつけても期限内に納めなければいけないんですけれども、そういったこちらも見えるように督促を促していくと、そういった取り組みをしているところでございます。以上です。

○5番（鈴木康友君）

本当に2番、3番、繰越金、そして支払準備基金ということで余分なお金と、余分という言い方が失礼なんですけども、財政の幅が調整できる幅の資金がないわけです。特に支払準備基金がゼロということで、今回の課税分がそのまま会計に直撃するということなので伺っておりますが、もし仮にです。この現年度課税分が達しなかった部分について赤字状態、本年度も予算が不足するということが見込まれた場合、どのような方法を現段階で取るおつもりなのでしょうか。

○保険医療課長（水野克哉君）

まず、我々はこの7年度で8200万という一般会計からの繰入をいただきながら、7年度の国保会計をきちんとやっていこうというふうに提案をさせていただきました。まず収納率をしっかりと高めながら、その不足にならないような取り組みをまずは行っていかなければいけないとそういうふうに考えておりますので、今、まずはそこをしっかりと取り組んでいくというところでございます。以上です。

○5番（鈴木康友君）

通年であれば今の形の考えでも自分はこれ以上申し上げることはなかったのですが、今、当初、最初に部長が赤字を認められました。そしてもう一つ大事なものがあります。計画を前倒しする可能性があったと。この計画の前倒しというのは何か言いますと、繰り入れをしない可能性があるということを申し上げたと自分は認識しているわけです。つまり来年度6000万円繰り入れるかもしれない、国保税に関してですが、標準税率に近づける。つまり繰り入れしませんよという計画を早めるということは、来年度にも繰り入れはしない可能性が出てきたという回答だと思って自分は伺っております。ですからのっぴきならない状況なんですよ。なので足りなかった場合のことについては考えておかなくては当然いけないわけです。つまり次の議会では決算が出ます。すると国保の状況というのも明らかになりますので、そこで指針を出しておかなくてはいけないのですが、方法があるわけですよ方法が。つまりどうなったときにはどういう対処ができますよ、どういう方法論がありますよと。方法論で資金不足が起こったときにどのようなことを今一番最初に選択をするというふうになっているのかということをお答えください。これは答えられると思うので。

○保険医療課長（水野克哉君）

7年度この8200万がそれ以上に使わなければいけない、そういった状況になったとき、やはりそういうことは考えてないとは言いませんけれども、そのときはやはりその財政当局と年度途中で税率を上げるということは不可能でございますので、やはり財政当局と協議をしていくということは第一の手法じゃないかと考えております。以上です。

○5番（鈴木康友君）

当局とお話をしてどのような形でこちらに繰り入れるのかというのは、前回の自分、議会でもお話をさせていただきましたけれども、基金に積みだったりとか、その他、法則によって大治町赤字幅というものを軽減できますよと僕何回も何回も議場でお伝えをさせていただいておると思います。そのあたりについてはお考えはどうでしょうか。いかがでしょうか。

○保険医療課長（水野克哉君）

赤字幅を減らすというところです。6年度につきましては3月議会の補正のほうで財源更正のほうさせていただきました。またいろいろな交付金、そういったものについて

も繰り入れる、法的に繰り入れできるものについては繰り入れをしておりますので、今そちらについては最大限の手法で進めているところでございます。以上です。

○5番（鈴木康友君）

令和6年度・令和7年度と2年連続で一般会計から資金不足による補填のための繰り入れ措置を行うこととなります。大治町はこれで赤字自治体という形に県からも示されると思いますが、愛知県のほうの見解もしくは7月等々でリスニングがあるかと思うんですけども、どのような形で御報告を上げるのかお答え願います。

○保険医療課長（水野克哉君）

6年度の国保の特別会計、先ほど税率、収納率のお話をさせていただきましたが、12月補正で2706万5000円補正計上させていただいたものについては、今回活用しなくても実質収支が出るような状況になっております。予算上は赤字というような形になるかもしれませんが、6年度は赤字というのは現状回避をされてるようなところでございますので、県からのヒアリングについてはそのような説明をさせていただくつもりでございます。以上です。

○5番（鈴木康友君）

それではもう一つモニターを。これは3月議会でも使用をさせていただきましたけども、先ほどから少し言葉にも出てきているこれが保険税率の推移表というもので、こちらでちょっと確認をさせていただきたいと思います。こちらの税率のところ、保険税の推移ということで、令和7年度が1万1454円、この小さい数字なんですけど、お一人上がるよという見込みでこの推移表というものが出されております。実際、所得税の計算等々も今出てきていると思うので、この推移表、一人当たり実際幾らぐらい国民健康保険税上がるのか、数字でお答えいただければと思います。

○保険医療課長（水野克哉君）

7年度の本算定につきましては今まだ計算中というか、まだしておりませんので、今7年度が幾ら、このお示しした資料から幾ら上がってるのか下がってるのかというのが、申し訳ございませんちょっと答弁ができませんのでよろしくお願いいたします。

○5番（鈴木康友君）

ですが6月に住民税も決定しますし、国保税の本算定は翌月の7月に発送されるという状況で、大体の数字はわかってみえると思うんですけども、正確な数字でもないんですけどもここから大幅に違ってはいけないと思うので確認をしてるんですけども、大体の数字はお答えできないでしょうか。

○議長（若山照洋君）

暫時休憩いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後1時11分 休憩

午後1時12分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（若山照洋君）

休憩前に引き続き会議を行います。

保険医療課長どうぞ。

○保険医療課長（水野克哉君）

積算につきましては7月の1日が本算定日となっておりますので、ただいまこの議場ではお答えすることができませんので、よろしくお願いいたします。以上です。

○5番（鈴木康友君）

それでは推移表戻りまして、先ほどお話をしていたのはこの6000万・3000万、8年度・9年度で繰り入れるよというものが、10年度では繰り入れがないよと。つまりこれは標準税率、愛知県が求める推移、金額に達するために繰り入れをしない、緩和措置をしないよということなんですが、その計画が早まるおそれがある。つまり令和10年度のように繰り入れない時期が早まる可能性があるというふうにお答えをいただきました。これにつきましては、この推移表というのはもう年々かなり長い期間を見越して出されるはずなんですけれども、なぜここ変更になったのか、計画が変更になる見込みがあるのか。しかもそれは大きな変更なんですよ。多少の金額の変更ではないわけです。この計画についてどのような理由で変更になるのでしょうか。

○保険医療課長（水野克哉君）

こちらの推移表ですね、こちら一応7年度、失礼しました、令和9年度に県が示す標準税率に合わせたときの推移表となっておりますので、標準税率に合わせても一般会計からの繰り入れが必要だということの資料となっております。今回変更に至ったというところにございましては町財政の見込みというか、そういったところが出てまいりましたので、この計画を立てたときとは現状と状況というのが変わってまいりました。そのような中で今、国保というのは標準化に向けて全国的に進められております。そんな中でも県の運営方針というものもありますので、そういったところに持たれながら、基づきながら進めていかなければいけないというところで計画を立てたんですけども、少し町の財政も考えると少し前倒しをしなければいけないのではないかとこのところなんです。ただ、どこまでいっても今、事業費納付金というのがまだ正確な数字が出ておりませんので、明確にいつというのはお示しが難しいというところがございますので、御理解をよろしくお願いいたします。以上です。

○5番（鈴木康友君）

御回答いただきましたことについて、再質問の前に一言申し上げておきたいんですが、繰り入れをするしないというのがいい悪いというそんな一元の単純論ではなくて、財政に関して計画性がここ最近不安定ではないですか。計画したものが計画どおり進んでな

いことが多いのではないかなと自分は考えているんです。そして一番申し上げたいのは、変更があった事態、その時点で説明が議会側にされている感覚がないことを言っているんですよ。変わることは、地震が起こったら変わるとか何かが起こったから変わるとか、世間の変化は激しいので、為替の変動、国的状況の変動等々あって変わるというのは仕方がないことだと思ってますが、変化したときに説明がされていないと自分は考えております。そこで考えについてお伺いをしたいと思います。改めてお伺いしますけれども、国保会計につきましては会計、単独会計としての自立、財源の自立を当局は目指しているのか。また、一般会計との相互関係を強く結びついて、財政出動も緩やかに行っていくという今後も考え方なのか。やった、やらないではなくて今の段階でどちらが主要な考え方なのかお伺いしたいと思います。

○保険医療課長（水野克哉君）

こちらの国保会計につきましては、やはり特別会計、特定の収入をもって特定の施策に充てるといったそういった基本的な概念がございます。令和の、先ほど申しました愛知県の運営方針には令和の11年度までには決算補填の繰入金というのをなくしていこうというような目標も掲げて進めております。本町におきましても自立した会計を目指してやはり進めていくべきではないかと考えております。以上です。

○5番（鈴木康友君）

御回答がちょっといただけたのか、いただけてないのかわからないのもう一度伺うんですけど、自立化を求めるのか、それとも相互関係を目指すのかというところでお伺いをしたいと思います。なぜならば、周辺市町を見させていただいても値上げだったりとか標準税率の考え方というものに近づけていこうという形の進め方というのは、市町の財政状況だったりとか国保税率の現状においてまちまちで、進み方が一定ではないというのは存じてはいるんですけれども、本町としての考え方はどうなのかということをお願いします。

○保険医療課長（水野克哉君）

自立化をするか、助けてもらいながら行くかっていうところについては、やはり自立化をして進めていかなければいけないというふうには考えております。以上です。

○5番（鈴木康友君）

それでは今までいろんな、ああ一つ聞き忘れていました失礼しました。被保険者数は、今のところこの試算の表では5,600人と出ていたんですけれども、現在の被保険者数についてお伺いしたいと思います。

○保険医療課長（水野克哉君）

5月末時点で5,526名というふうになっております。以上です。

○5番（鈴木康友君）

これもこういうことなんですよ。5,600人の計算でしてるわけですよ。つまり税総額も5,600人の金額で計算をしているんですけど今5,560人ですか。つまり5,600人に達していない。つまり課税額の総額が下がる可能性があるんですよ。自立化だったら今あるお金で収支を成立させなくてはいいけないですよ。そのあたりの考え方について自分はいろいろとお伺いをするときに不安を覚えております。そして、本当納付金の増額等々起こるかもしれないです、来年。本当に6000万繰り入れても来年度不足の場合も出てくるかもしれませんが、来年度につきましても繰り入れ不可ということになりましたそれはもう税率上昇もやむなしなのか。上昇するしかないと思うんですけども、税率上昇もやむなしなのか。また、その他の金額について課税のどこで何を、所得割・均等割・平等割ということで、お隣蟹江町のほうは全部上がってました今年。大治町は均等割・平等割については変えていません。どの辺りを負担をしていただく考えなのかについてお伺いしたいと思います。

○保険医療課長（水野克哉君）

標準税率に、失礼しました。標準税率を目安に毎年度毎年度税率の改定を検討していくというような答弁でございます。ということは、所得割・均等割・平等割全てその標準税率をしっかりと見ながら改定の検討をしていかなければいけないと考えております。以上です。

○5番（鈴木康友君）

それでは一つ伺いたいと思いますが、来年度の6000万繰り入れ可能ですか。

○保険医療課長（水野克哉君）

来年度計画をした6000万、あくまで仮の数字でございます。仮の数字ですので今可能かどうかというところで質問いただいておりますけれども、前倒しをしていかなければいけないというような事実はございますので、どうしても年末に出される事業費納付金、また年明けに本算定となりますけれども、それが出ないことには出るか出ないかなかなか我々としては答弁が難しいところでございますのでこういった答弁になります。よろしくお願いいたします。

○5番（鈴木康友君）

それでは先ほどの表に戻りまして、暫時休憩願います。

○議長（若山照洋君）

暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後1時23分 休憩

午後1時23分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（若山照洋君）



休憩前に引き続き会議を開きます。

鈴木康友議員どうぞ。

○5番（鈴木康友君）

それではもう一つ伺いたいと思いますけれども、6000万の繰り入れについては計画だということでわからないということでしたが、本年度かなり医療費等々の上昇が見込まれる等々になった場合は、当初伺ったとおり来年度の事業費納付金にはね返ってくるおそれがあると。そうなった場合、繰り入れについて来年度の事業費納付金が医療費が積み重なった場合、来年度の事業納付金、県からの支払い要請が上昇する可能性があるということですね。そのときに考え方として負担軽減のための繰り入れ優先なのか。または税率上昇を優先させるのか。ここについて最後お答え願います。

○保険医療課長（水野克哉君）

医療費が急激に上がった場合には恐らく事業費納付金にははね返りつてのがあると思いますけれども、それをなるべく乱高下しないように県のほうは3年の推移を見ながら計算をされているところでございます。そんな中でもやはり上がってくるっていう懸念というのはやはり我々は持っていなければいけないところでございますので、まずはただ標準税率というのが示されますので、その医療費をもとにした標準税率っていうのが示されますので、まずはそれに近づけていくような税率改定というのをを行った上で、差額分がどれだけいるのかどうかっていうのは検討していかなければいけないとこだと、これはこれからずっとだと思えますけど思います。以上です。

○町長（村上昌生君）

医療費納付金というのはどこまで上がってくるのか、ちょっと我々もこれは想像ができませんし、今年非常に医療費ってのは全般的に上がってきています。ですから、幾ら納付するかっていうのは、今これ多分担当課長よう申せないと思います。ただ我々の方向性としては標準税率に近づけていこうということでずっと考え方としてはお示しをしてきとるはずであります。ですから今後の方針としては、この標準税率に近づけていこう、標準税率まで持っていこうということで検討はしております。このことについては議員の皆さんにも説明をしてきておるはずであります。ただ、今年も大変大きな値上がり幅になりました。ですから、一気に上げるということに対して懸念があったので上げ幅を少し抑えようということで税率の上げ幅をちょっと抑えさせていただきました。本来ならば標準税率まで上げていくというのが基本的な考え方ではありますが、やはり急激な上げ幅を抑えようということであった暫定の措置でありますけれども、これは今後においては、とにかく標準税率に持っていこうというのが基本的な考え方です。

○5番（鈴木康友君）

町長にお答えいただきました、標準税率に近づけていこうと。はい、そのとおりだと思います。そしてそれについて昨年度自分が一般質問で何度も繰り入れたほうがよろし

いですよとお伝えをさせていただいた手前、今回その流れでもし8200万、6000万、3000万という財源を用意していただいたのであれば、こちらとしてもそのことが可能かどうかというものについてはお話をしなくてはいけないと思いましたので、今回改めて出させていただきました。自分12月にお伝えしてますわね。8200万円ではないですけど、繰り入れないとかなりの税率上昇をするよと。1万どころか2万を超えるかもしれないよという話をしておりました。今回、事業費納付金が5000万円ほど下がったので、上昇率が少し緩和された側面もあります。ですから今回のような一般質問、議論をさせていただいてるわけです。世間は所得が伸び悩んでいます。そして物価上昇も激しいです。これ一般会計の考え方にも通じるんですが、予算の最初の振り方というものについて自分は常々疑問を持っています。予算枠というのは予算枠に収めていただきたい。これ原則だと思います。ですが、最近の会計につきましては補正ありきの考え方に近づいているような気がするので、何度も何度もお話をしているわけです。これ一般の家庭がやったら回らないですから生活。ですから特に変化が激しいんです今の世の中。それは皆様御存じだと思います。なので予算も当局もそうなんですけれども、先々長い年数を見越した上で、また変化が起こったときに対応ができる体制で財政運営を行っていただきたいと思います。以上で5番鈴木康友、一般質問を終了させていただきます。

○議長（若山照洋君）

5番鈴木康友議員の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後1時30分 散会